

第4次入間市地域福祉計画・第3次入間市地域福祉活動計画
入間市再犯防止推進計画

元気な
第3次
いるま福祉プラン

令和6～10年度



入間市・社会福祉法人入間市社会福祉協議会

第3次元気ないま福祉プラン



市長の部屋



ごあいさつ



令和4年度SDGs未来都市に選定された本市は、DXの推進と産学官の連携で、高齢者の健康寿命延伸や市民福祉の向上、デマンド交通を活用した外出意欲向上やフレイル予防に取り組み、これらを通じた「ウェルネスシティ」の実現により、誰もが心身ともに健康で過ごすことのできるWell-beingなまちを目指しています。

一方、介護と育児に同時に直面するダブルケア世帯、高齢の親と無職独身の子が同居している8050問題、悩みや課題を抱えているにも関わらず既存の公的福祉サービスでは対処しきれない世帯への対応等、複合化・複雑化した課題や従来の福祉サービスでは対応が困難なケースも顕在化しており、「Well-being」をキーワードに地域資源を活かし、公的な支援の隙間を埋める取り組みを進めています。

このような中、ヤングケアラーへの支援に早期に取り組むことが特に重要と考え、令和4年7月に全国で初めて「入間市ヤングケアラー支援条例」を制定しました。ケア責任を引き受ける子どもたちの健やかな成長や自立が図られるよう、市全体で支えることのできる環境づくりに取り組んでいます。

今後の福祉は行政だけが施策を進めていくものではなく、全ての市民が地域の課題や問題を自分ごととして捉え、自治会やボランティア、社会福祉法人や民間企業等がそれぞれの強みを活かし、お互いに手を取り合って対処していくものに変えていかなければなりません。この考え方は、『心豊かでいられる、「未来の原風景」を創造し伝承する。』という本市のパーパスに沿うものでもあります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様および地域福祉計画進行管理委員会の皆様、並びにアンケート調査にご協力いただいた専門職の皆様にご心から感謝を申し上げ、御礼のあいさつといたします。

令和6年3月

入間市長 杉島 理一郎

ごあいさつ



近年、超少子高齢化や核家族化などの進展により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互の繋がりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複合化・複雑化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、誰もが身近な地域で安心して暮らしていくためには、制度、分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、互いに役割を持ち助け合いながら暮らせる地域づくりが必要となっています。

これまで、入間市社会福祉協議会では、地域での生活や福祉課題の解決に向け地域福祉の推進に努めてまいりました。これまでの計画では、超高齢社会への対応としての共助の仕組みづくりに重点を置き、住民が主体となった「地域支え合い活動」の組織化等を中心に推進し、地域住民の熱意により今では6地区の福祉圏域で助け合い支え合いの「つながりづくり」が進みました。

新たに令和6年度より始まる第3次入間市地域福祉活動計画では、時代の変動とともに多様化する福祉ニーズに向き合い、とりわけこれまでの計画の中では支援の対象として強く考えてこなかった子ども、若者、外国人、あるいはひきこもりがちな方など、社会的孤立に陥りそうな方への支援の取り組みを整理しました。

そして「みとめあい 支え合い とともに生きるまちづくり」を新たな基本理念とし、入間市とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のために、市民の皆様とともに、本会が一緒になって更なる取り組みを進めて参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた住民の皆様及び地域福祉活動計画策定委員会の皆様並びにアンケート調査にご協力を頂いた専門職の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人入間市社会福祉協議会

会長 松下 庄一

目 次

第1編 第3次,元気な いるま福祉プラン

1 地域福祉とは	6
2 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について	7
3 基本理念と基本目標	9
4 元気な いるま福祉プランと各計画との関係図	11
5 第3次,元気な いるま福祉プラン 基本体系図	12

第2編 第4次入間市地域福祉計画

1 計画の策定にあたって	16
2 計画の期間	18

第3編

I 相談支援

1 包括的相談支援体制の整備	21
(1) 断らない相談窓口体制の強化	21
(2) アウトリーチも含め、継続的につながる伴走支援	25
2 地域課題解決のための体制強化	26
(1) 地域福祉ネットワークの推進	26
3 権利擁護支援の体制整備	28
包括的相談支援体制と権利擁護支援	28
(1) 人権と本人意思の尊重	29
(2) 虐待防止対策の推進	30
(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援	31
(4) 権利擁護ネットワークの推進	33

II 地域づくり支援

1 市民同士の共助関係の構築	37
－地域福祉活動への参加促進と団体支援－	
(1) 見守り活動(横のつながり)	37

(2) 市民の相互援助活動の充実	38
(3) 地域の団体等への支援	39

Ⅲ 居場所づくり支援

1 社会へのつながりを回復する支援	41
(1) 地域での居場所づくりの充実	41
(2) 再犯防止の推進	43
2 多様性の尊重	44
(1) 多文化共生の推進	44
(2) LGBTQに関する理解促進	45
3 災害時の地域の体制整備	46
(1) 他団体と連携した防災対策の推進	46
(2) 避難行動要支援対策の強化	47

第4編 第3次入間市地域福祉活動計画

1 計画の基本事項	50
(1) 計画策定の趣旨	50
(2) 計画の位置づけ	51
①計画の法的根拠について	51
②地域福祉活動計画と行政計画との関係について	51
③社会動向と地域福祉活動の関係について	51
④計画とSDGsとの関係について	52
(3) 計画の期間	54
(4) 計画の策定の方法	54
(5) 計画の進行管理	54
2 計画が目指すもの	55
(1) 計画の基本理念	55
(2) 計画の基本目標	56
(3) 計画の全体像	57
3 地域福祉推進に向けた取り組み	58

取り組み1	気づきあう	58
取り組み2	つながりあう	60
取り組み3	つどいあう	62
取り組み4	ささえあう	64
4	社会福祉協議会組織体制の強化	66
	(1) 「中期経営計画」と「地域福祉活動計画」	66
	(2) 経営ビジョン・将来あるべき姿	67

資料編

○	入間市の人口・社会福祉サービスの状況	71
○	地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート調査結果	72
○	バリアフリー	82
○	思いやり駐車場制度	83
○	みんな知ってる？こども食堂ネットワークいるまの仲間たち	84
○	みんなつながるささえあいのまち！いるま支え合い活動団体MA	85
○	入間市地域福祉計画進行管理委員会要綱	86
○	入間市地域福祉計画進行管理委員会委員名簿	88
○	入間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	89
○	入間市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	91
○	第3次元気ないるま福祉プラン策定過程	92

第 1 編

元気な

いるま福祉プラン

1 地域福祉とは

みなさんは「福祉」という言葉で何をイメージしますか？なんとなく、高齢者、障がい者、子育てに悩む人、生活困窮者、ケアラー等、何かに困っている人たちが受けるサービスというイメージがあると思います。

でも、福祉は何かに困った人たちだけが受けられるサービスのことではなく、みんなが安心して生活できるようにするためのものです。

「社会福祉」という言葉を聞いたことがある方もいらっしゃるでしょう。社会福祉は、個人や家庭に起こった困りごとを、「社会的な」サポートによって解決したり、負担を軽くしたりするためのいろいろな活動のことを表しています。とは言え、必ずしも社会福祉が全ての問題を解決できるものではありません。私たちが暮らす社会には孤立や引きこもり、虐待、DV、小さな困りごとや顕在化していない問題など、現在の社会福祉では対応できないようなものもあるからです。

福祉に「地域」という言葉を加えて「地域福祉」にすると、地域で暮らすみんなが安心して生活できるようにすること、という意味になります。地域に隠れた小さな困りごとも、地域に住むいろいろな人の目を通すことで見つけ出すことができます。また、地域で支え合い、助け合っ解決できる場合もあります。地域福祉はそこに住む多くの人の協力によって初めて成り立つ福祉です。

「地域」という言葉が増えるだけで、福祉がより身近なものになったような印象を受けるのではないのでしょうか。地域福祉では、地域で暮らす一人ひとりが主役なのです。

『第3次 元気な いるま福祉プラン』は、入間市(以下「市」という)が策定した行政計画である「地域福祉計画」と、入間市社会福祉協議会(以下「社協」という)が策定した民間計画である「地域福祉活動計画」が、車の両輪のように連動し「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」に取り組む計画です。

また、令和6年度から新たに、罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律により、本計画において再犯防止に関する施策を取りまとめ、地域福祉計画に「入間市再犯防止推進計画」を包含し、これを推進します。

2 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定します。

「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指す「理念」と「仕組み」をあらわしたものです。

社会福祉法(抄)

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社協が主体となって取りまとめた、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者等が、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画策定指針（全国社会福祉協議会）

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の醸成・配分活動等を組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

新・社会福祉協議会基本要項（全国社会福祉協議会）

1 市区町村社会福祉協議会の事業

市区町村社会福祉協議会は、その機能を発揮して、地域の実情に即して次のような事業をすすめる。

- (1)福祉課題の把握、地域福祉活動計画の策定、提言、改善運動の実施
- (2)住民、当事者、社会福祉事業関係者等の組織化・支援
- (3)ボランティア活動の振興
- (4)福祉サービス等の企画・実施
- (5)総合的な相談・援助活動および情報提供活動の実施
- (6)福祉教育・啓発活動の実施
- (7)社会福祉の人材養成・研修事業の実施
- (8)地域福祉財源の確保および助成の実施

両計画の一体的策定

二つの計画は地域福祉を推進していくためのものであり、互いに連携し、補完・補強し合う関係にあることから、市と社協では、第4次入間市地域福祉計画と第3次入間市地域福祉活動計画を「第3次元気ないま福祉プラン」として一体的に策定することとしました。

3 基本理念と基本目標

基本理念

みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入している我が国では、今後、単身世帯が一層増加していく見込みであるにもかかわらず、私たちの日常生活を見ると、困った時に地域の中で助け合うといったつながりは希薄になっています。

また、私たちの社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、例えば8050問題やヤングケアラーのような従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、人と人との交流が減ったことをきっかけに、孤独感を抱える人びとの存在が浮き彫りとなりました。

このような課題がある一方で、世代を超えた「居場所」づくりや、デジタルを活用した交流等による「つながり」の創造、ライフスタイルや興味・関心等に応じて誰でも参画できる「支え合い」を促進するための取り組みが始まるなど「つながり・支え合い」の概念は拡がりをみせています。

生活に身近な場面で、誰もが支援につながり、助け合うことのできる地域共生社会の実現に向け、「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」を本計画の基本理念とします。

基本目標

- 誰ひとり取り残さない地域づくり(Ⅰ相談支援)
- 人と人がつながる優しい地域づくり(Ⅱ地域づくり支援)
- 誰もが安心して集える居場所づくり(Ⅲ居場所づくり支援)

○誰ひとり取り残さない地域づくり(Ⅰ相談支援)

新型コロナウイルス感染症による人と人との関係性や「つながり」の急激な希薄化は、個人の価値観やライフスタイルの多様化と相まって、より一層深刻な社会問題となる可能性が危惧されています。

こうした中であっても、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、誰ひとり取り残されることのない地域づくりを推進します。

○人と人がつながる優しい地域づくり(Ⅱ地域づくり支援)

人口減少と高齢化による担い手不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係、さらに地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて主体的につながること、地域住民一人ひとりが相互に思いやることのできる優しい地域づくりを推進します。

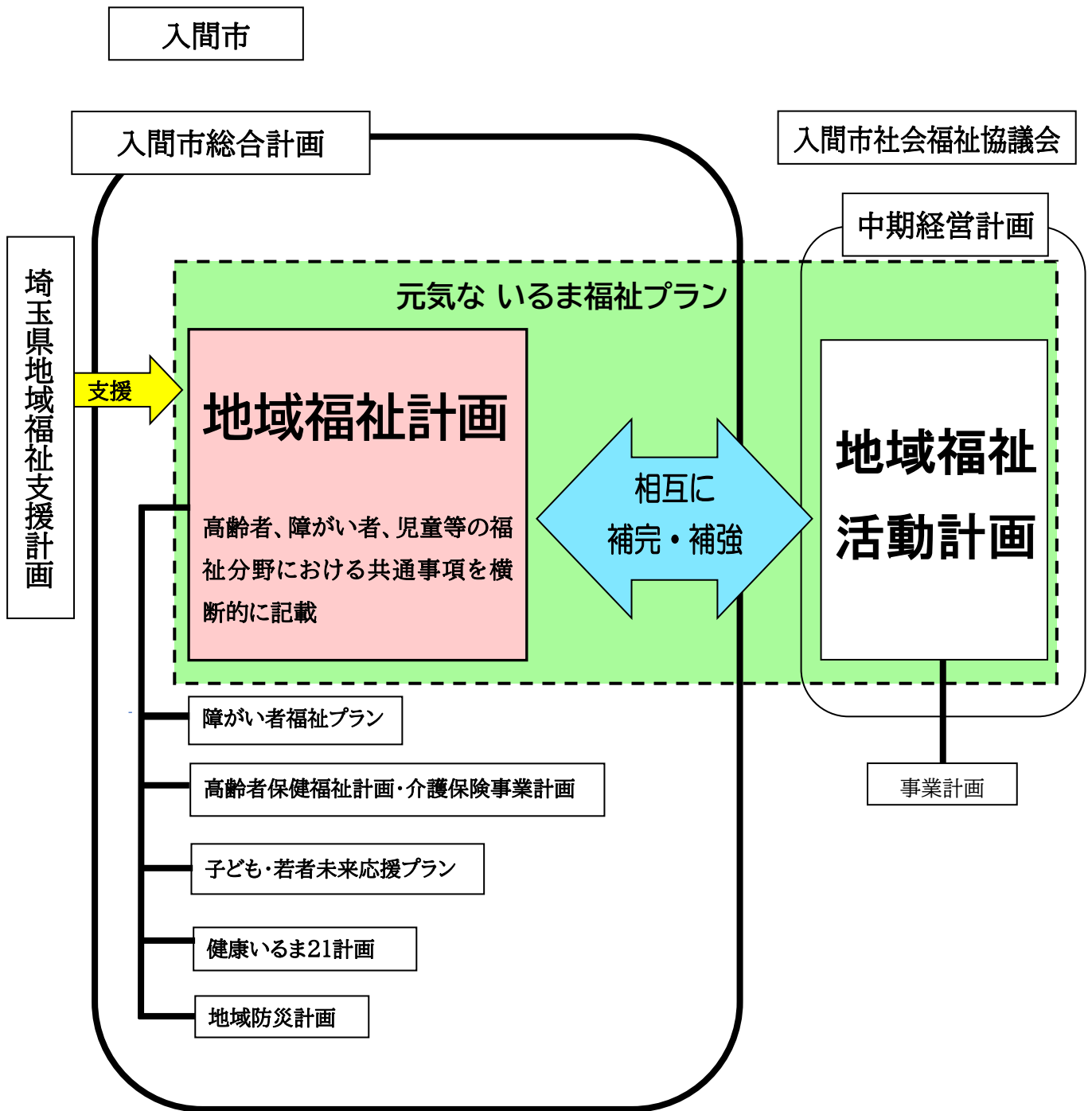
○誰もが安心して集える居場所づくり(Ⅲ居場所づくり支援)

安心して出かけられ、受け入れられる「居場所」は、孤立せざるをえない当事者や家族が「自分ひとりではない」という安心感と、未来を生きる希望を生み出すために必要不可欠なものです。

- ・さまざまな人たちが出会い、未来につながる関係が生まれる
- ・困っているという声に耳を傾け、助け合う関係が始まる

人と人がつながることのできる居場所は、高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいのある人たち、認知症の人たちなど、あらゆる世代における課題を解決するきっかけになっています。

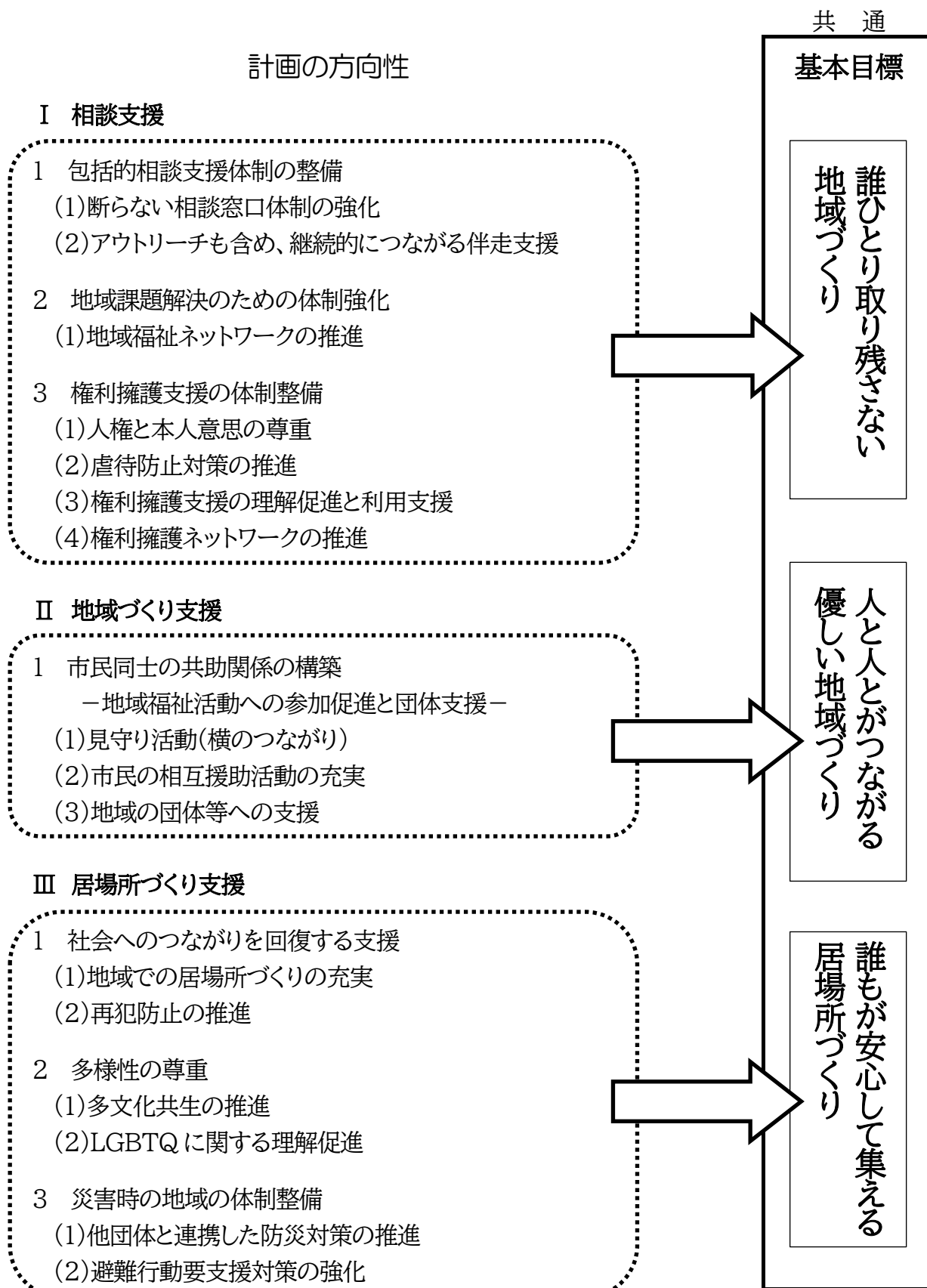
4 元気な いるま福祉プランと各計画との関係図



※地域福祉計画は再犯防止推進計画を包含しています。

基本理念 みとめあい 支え合い

第4次入間市地域福祉計画



ともに生きるまちづくり

第3次入間市地域福祉活動計画

取り組み

取り組み1 気づきあう

- (1) 専門職と住民との協力による情報共有の仕組みをつくる
- (2) 誰もが必要な支援を受けられるよう様々な方法による情報発信をする
- (3) 外国人の文化や生活の理解と促進を図るための啓発を行う

取り組み2 つながりあう

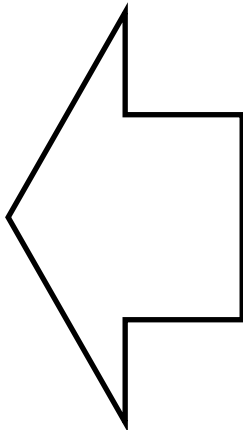
- (1) 生きづらさを抱える人への社会とのつながりを支援する
- (2) 防災と福祉との連携をつくる
- (3) ボランティア情報を発信する
- (4) ふれあいいいききサロン活動を推進する
- (5) 防災をテーマとした多世代、多文化交流イベントを開催する

取り組み3 つどいあう

- (1) こども、若者が安心して過ごせる居場所づくり
- (2) 地域住民の交流活動の促進する
- (3) 居場所づくりのためのリーダーを養成する

取り組み4 ささえあう

- (1) 福祉困りごと何でも相談支援センターを中心としたCSWの体制を強化する
- (2) 住民主体の支え合い活動の活性化と立ち上げ支援を行う
- (3) 地域福祉活動の支援と担い手の育成を行う
- (4) 権利擁護支援体制を拡充する



第 2 編

第4次

入間市地域福祉計画

1 計画の策定にあたって

計画の見直しと策定の背景

法律上の位置づけと、これまでの経緯

平成12年の社会福祉法の改正により、市町村に地域福祉計画の策定が努力義務化されました。平成16年3月に埼玉県が地域福祉支援計画を策定したことを受け、市では平成21年1月に、計画期間を5年間とする第1次地域福祉計画を策定しました。

平成26年3月に、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定し、以降は5年ごとに見直してまいりました。

計画の趣旨

かつて我が国には、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった人びとの暮らしのさまざまな場面に支え合いの機能が存在していました。その後、時間の経過と共に少子高齢・人口減少が進み、単身世帯の増加や雇用環境の変化、ライフスタイルの多様化等を背景に、地域社会を取り巻く環境が大きく変わった結果、人びとのつながりや支え合いの機能が低下してしまいました。

このため、生活に著しい困難を抱えているにも関わらず誰にも相談ができないとか、適切な支援に結び付かないこと等により、子育てや介護をしている家庭の孤立、子どもの貧困、社会的弱者への虐待、ひきこもり、孤独死、自殺などの社会問題が増えています。

また、我が国の公的福祉サービスは、高齢者や障がい者、子どもといった対象者ごとに量的拡大と質的充実が図られてきましたが、対象者別・機能別のサービスでは、こうした複合化・複雑化した課題や、制度の狭間の課題への対応が困難なケースも現れています。例えば、介護と育児に同時に直面する(ダブルケア)世帯や、高齢の親と無職独身の子が同居している(8050)世帯等の悩みや課題を抱えているにも関わらず既存の公的な福祉サービスでは対処しきれない世帯への対応などがこれに当たります。

今後、少子高齢化がさらに進展し、市においても、計画期間中の令和7年にいわゆる団塊の世代が75歳以上になり、特に支援が必要な後期高齢者の増加が見込まれています。

また、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることが見込まれており、自分

の希望する地域で安心して暮らせるよう、「他人ごと」になりがちな地域づくりを市民が「我がこと」として主体的に取り組む、「地域共生社会」を作りあげていくことが求められています。

子どもをめぐる環境も複雑化しており、市では令和4年7月に「入間市ヤングケアラー支援条例」を制定しましたが、高齢者、障がい者、生活困窮等の分野の課題も複合的に有するケースもあり、重層的で包括的な支援体制の構築や、公的な支援や制度の狭間、サービスの隙間を埋める取り組みや活動が求められています。

一方、令和6年能登半島地震、東日本大震災等の大災害を経験したことで、地域コミュニティを重視する意識が高まる等、人と人とのつながりや支え合いを通じて困りごとを抱えている世帯を発見し、互いに支え合える、日常からの顔の見える関係の大切さが再認識されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

このようなことから、今後の福祉は行政だけが施策を進めていくものではなく、住民が地域の課題や問題を我がことと考え、福祉サービスの利用者を含む住民や社会福祉法人、自治会やボランティア等の地域活動団体が、それぞれの強みを活かし、お互いに手を取り合って対処していくことが大切になっています。

こうした状況を踏まえ、全ての市民が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現に向け「第4次入間市地域福祉計画」を策定します。



2 計画の期間

本計画の期間は令和6から10年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画名称	年度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
入間市総合計画			第6次				次期計画	
地域福祉計画		第3次			第4次			
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)		第2次			第3次			
埼玉県地域福祉支援計画		第6期		第7期			第8期	
障がい者福祉プラン		第5期		第6期			第7期	
高齢者保健福祉計画・介護 保険事業計画		現		現行計画			次期計画	
子ども・若者未来応援プラン		現行			次期計画			
健康いるま21計画		第3次			第4次			
地域防災計画				必要に応じ改定				

第 3 編

I 相談支援

II 地域づくり支援

III 居場所づくり支援

I 相談支援



1 包括的相談支援体制の整備

取り組みの方向性

これまで市では地域で困りごとを抱える市民のために、各分野(高齢、障がい、困窮、子ども)の専門職が中心となり、連携して支援してきました。

これからは、支援や制度の狭間、サービスの狭間を埋める、これまでより包括的な相談支援体制の整備が求められています。

(1) 断らない相談窓口体制の強化 重層的支援体制※整備事業

－総合相談支援室の充実－

現状と課題

「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の五つのサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の取り組みを障がいや児童の分野で展開し、地域で課題を抱えるあらゆる市民を支援する体制を構築する必要があります。

令和4年4月に市役所内に、従来の生活困窮者自立相談支援窓口と市民相談窓口を一本化し、既存の相談はもとより、複雑化・複合化した課題に対して包括的に支援する「総合相談支援室」を開設しました。

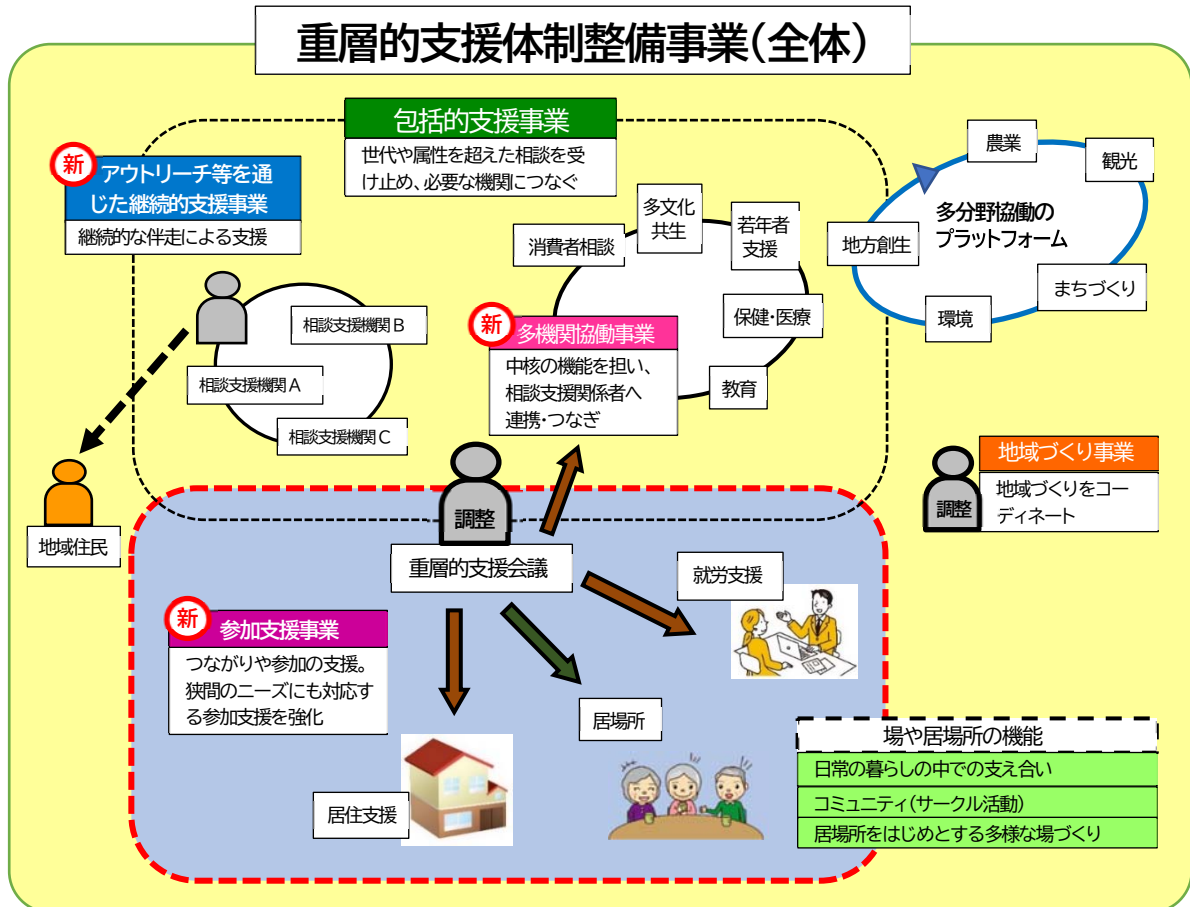
(参考) 令和4年度 総合相談支援室の相談件数 5,375 件

内訳件数

相談分野	件数
生活(住まい・収入等)	3,316 件
病気・障がい	515 件
高齢・介護	105 件
子ども	107 件
家庭(引きこもり・DV等)	324 件
暮らし(相続・離婚・近隣トラブル)	1,008 件

※重層的支援体制とは

介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、市全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援をする体制。



※参考資料:厚生労働省 HP

重点事業

ア 包括的相談支援体制の整備

地域課題をより身近な地域で早期に発見・対応するとともに、制度の狭間の問題や複数分野に関係する相談への対応力を高めるため、本庁舎には総合相談支援室を、地域の活動拠点として整備した地区センターには福祉総合相談窓口を設置しました。専門的な内容については、関係部署や専門機関と連携を図る等、包括的な支援体制を構築し、連携体制を強化してまいります。

「総合相談支援室」と市内 9 カ所の「地区センター※」で相談を受け、専門的な内容について

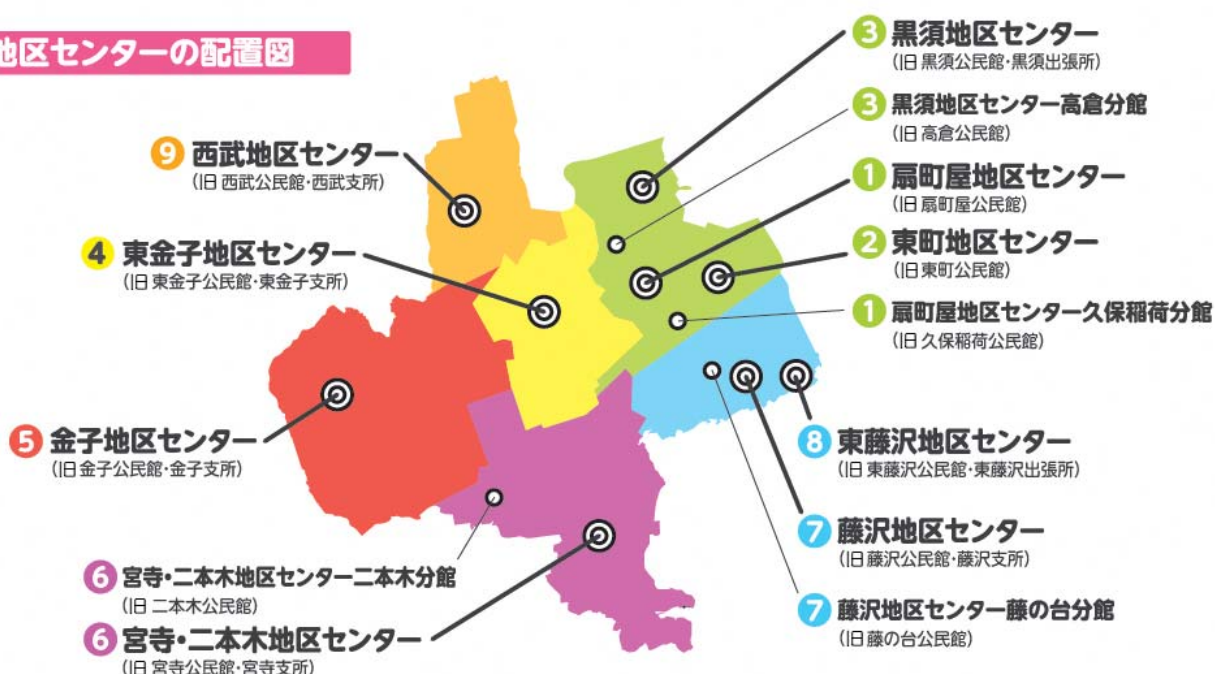
は、関係部署・専門機関と連携を図る等、包括的な支援体制を構築しています。

困難案件や専門的な内容については、市担当課とリモート画面でつないで対応できる機能を整備しています。【所管：総合相談支援室、地区センター】

※地区センターとは

令和5年4月1日、地域住民の利便性向上や福祉の発展を目的に、「支所機能」「公民館機能」「自治振興支援機能」「防災拠点機能」「福祉総合相談窓口機能」「地域包括支援センター」の6つの機能を備えた9カ所の「地区センター」を開設しました。

▶ 地区センターの配置図



▶ 地区センターの基本対象区域

- ① 扇町屋地区センター …… 扇町屋、扇台、久保稲荷、豊岡、善蔵新田
- ② 東町地区センター …… 向陽台、東町
- ③ 黒須地区センター …… 河原町、宮前町、黒須、春日町、鍵山、高倉
- ④ 東金子地区センター …… 小谷田、新久、狭山ヶ原、牛沢町、森坂、上小谷田
- ⑤ 金子地区センター …… 木蓮寺、南峯、寺竹、金子中央、西三ツ木、三ツ木台、上谷ヶ貫、下谷ヶ貫、花ノ木、中神、根岸
- ⑥ 宮寺・二本木地区センター …… 宮寺、二本木、狭山台、駒形富士山、高根
- ⑦ 藤沢地区センター …… 上藤沢、下藤沢
- ⑧ 東藤沢地区センター …… 東藤沢
- ⑨ 西武地区センター …… 野田、仏子、新光

※機能によって対象区域が異なる場合があります。

イ スクールカウンセラーによる相談支援

公認心理師・臨床心理士資格を持つ中学校のスクールカウンセラーが心理や発達に関する専門的な相談に応じています。【所管:教育センター】

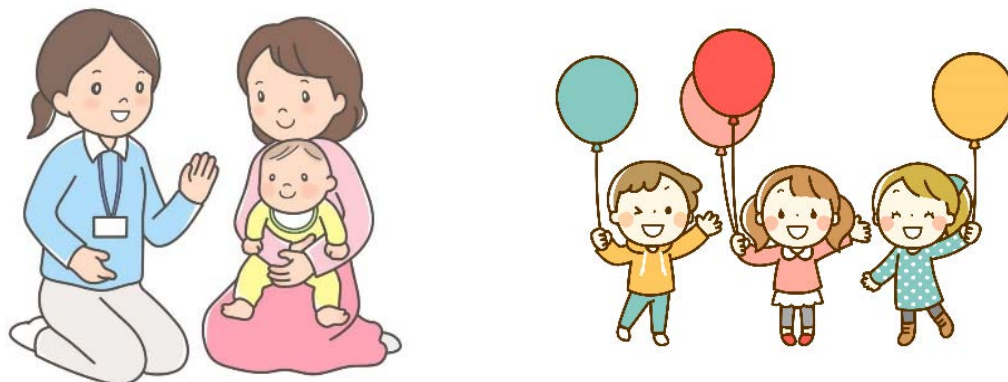
ウ ひきこもり支援の充実

8050(9060)問題も含む「ひきこもり」は、誰もがなりうることです。多くの人に我がこととして関心を持っていただくなど、社会問題であるという意識・風土の醸成を図るとともに、当事者の相談支援体制を整備します。【所管:高齢者支援課、総合相談支援室、地域保健課】

エ 「こども家庭センター」

子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月にこども支援課内に設置します。

また、サポートプランの作成および地域資源の開拓等を通し、個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うとともに、支援の必要が高い家庭へ計画的、効果的に支援を行う体制を構築し、児童虐待の未然防止を図ります。【所管:こども支援課】



(2) アウトリーチ※も含め、継続的につながる伴走支援

重層的支援体制整備事業

現状と課題

「地域との関わりがなく、自分から声を出せない人」「本人は困っていないが周囲から見ると高リスクの人、介入してほしい人」「身内がいない人」等、ニーズと支援がかみ合わないケースの存在が懸念されています。

近隣住民や関係機関等の速やかな気づきと、発見・顕在化したニーズを行政や関係機関になく体制づくりが必要です。

重点事業

ア 地域福祉コーディネーターの配置

社協に設置している「福祉困りごとなんでも相談支援センター」で総合的な相談窓口(個別支援)の役割を担い、地域の生活課題を把握し、住民と共に課題解決を図っていくネットワーク活動のほか、支え合い活動の組織化支援(地域支援)を行います。【所管:福祉総務課、社協】

イ 障がい相談支援体制の充実

入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所、サービス提供事業所、社協、医療関係者等と連携して、相談支援体制を強化します。

また、気軽に利用できるように利用促進に向けた広報活動を充実します。【所管:障害者支援課】

※アウトリーチとは ～ 支援につなげる働きかけ ～

必要な支援につながっていない人びとが生活上の課題に対処し、地域とのつながりの回復や社会参加を支援するためには、支援者や支援機関が訪問等を行い、支援やサービスにつなぐ働きかけが必要です。

こうした支援者や支援機関の側からの積極的な働きかけを「アウトリーチ」といいます。家庭関係の変化とともに、地域のつながりの希薄化等から、社会との孤独・孤立が問題視され、アウトリーチの重要性がますます高まっています。

2 地域課題解決のための体制強化

取り組みの方向性

困りごとを抱えている市民の中には、自発的に支援を求める人もいますが、その一方で、支援を受けずに可能な限り自分の力で状況の改善をめざす人や、支援を求めることや相談することに抵抗感を持つ人等がいます。こうした潜在化しやすい個別の生活課題や地域課題を把握し、解決に向けて支援する必要があります。

(1) 地域福祉ネットワークの推進 重層的支援体制整備事業

現状と課題

地域で孤立している高齢者、障がい者、困窮者に支援が届きにくいという問題があります。

何らかの支援を必要としている方々を対象に、自治会、民生委員・児童委員及びボランティア等多様な主体と連携しながら、隣近所での日常的な声掛け等の見守り活動を継続して実施することで、早期発見、早期対応を可能とする体制の構築が必要です。

重点事業

ア 地域内での福祉活動推進・新たな小地域ネットワーク※の検討

社協に第一層生活福祉コーディネーター、地域包括支援センターに第二層生活支援コーディネーターを配置し、地域住民の活動を支えていきます。住民の地域福祉活動を支援し、地域住民がお互いに支え合える地域づくりをめざします。

また、地域のニーズ把握を進めるとともに、個別課題・地域課題の解決に向けた関係機関との調整やケース会議等の連携を強化すると共に、地域に関わるさまざまな方（市民、企業、ボランティア、NPO法人等）に地域福祉の担い手として活動に参加・協力していただけるよう、時代に即した新たな地域の支え合いのしくみを検討していきます。

さらに、高齢者が自分の望んだ地域で安心して生活を継続していくことができるよう、高齢者サービス及び地域における多様な社会資源による支援体制を構築することを目的とした「地域ケア会議」等を強化していきます。【所管：福祉総務課、社協】

※小地域ネットワークとは

自治会等の小地域を基盤とし、そこに住む人の参加と協力により、同じ地域の中で援護が必要な方々の生活を見守り、支え合っていく隣人同士の助け合い活動です。

生活支援体制整備事業の協議体については、第一層、第二層に分類され、設置については次のとおりです。

第一層 市(社協)

第二層 豊岡東地域包括支援センター

豊岡西地域包括支援センター

豊岡北地域包括支援センター

東金子地区地域包括支援センター

金子地区地域包括支援センター

宮寺・二本木地区地域包括支援センター

藤沢地域包括支援センター

東藤沢地域包括支援センター

西武地区地域包括支援センター

※国が示している地域づくりに関する事業内容を、市の地域特性を踏まえた独自の事業として計画し、展開します。



3 権利擁護支援の体制整備

包括的相談支援体制と権利擁護支援

高齢、障がい、病気、生活困窮、ひきこもり、地域からの孤立等が原因で、自ら助けてほしいという声を上げることができない人がいます。抱える課題が多岐にわたることもあり、複数の支援機関や地域の関係者が連携して対応しなければなりません。このため、包括的相談支援体制の中で権利擁護支援を考えていく必要があります。

福祉の各分野の相談支援機関に加え、消費生活相談、住まいの相談、経済相談、法律相談、各種サービスの利用相談等を通じて、自ら財産の管理や処分を行うことが困難な方、サービスを利用することができない方、消費者被害や立ち退き請求等のトラブルに遭っている方、身近な方から財産を搾取されている方等、さまざまな権利侵害の存在が浮かび上がってきます。

生活する中で権利侵害や利益侵害を受けていることに気づいた時に、身近な相談機関に相談できる体制づくり、権利侵害を受けていることを発見した周囲の人が相談につなげることのできるような地域の見守り体制づくり、関係者や関係機関で連携して必要な支援につなげる地域の連携ネットワークづくりが重要です。そのため、権利擁護支援を基本目標に位置付け、包括的相談支援体制の整備とともに市の取り組みの方向性を本計画に示します。

取り組みの方向性

虐待等により、一人ひとりが持つべき権利や人権が脅かされる事例が後を絶ちません。これらの問題は、その多くが施設や家庭内で行われるため発見が難しく、また被害者自らが助けを求めることも大変難しいのが実情です。

市では、虐待を重大な人権侵害ととらえ、地域のみなさんの協力も得ながら、虐待されている高齢者や障がい者、子ども等の早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、市民が自分の望んだ地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重されなければなりません。たとえ心身の機能が低下することがあっても、一人ひとりの権利が守られ、かつ、本人の意思が尊重されたうえで支援されるしくみづくりを進めます。

さらに、中核機関を設置し成年後見制度が利用されるよう、制度の周知に加え、法人後見や市民後見人の育成・活用、関係機関・関係団体との連携を強化します。

(1) 人権と本人意思の尊重

現状と課題

虐待、いじめ、パートナー等による暴力、障がい者や外国人等への差別や偏見、性自認や性的指向への偏見、犯罪被害者やかつて刑罰を受けた方への偏見や嫌がらせ等の人権問題についての意識が不足しています。

また、高齢者、障がい者、子ども、外国人をはじめとするすべての人の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合にあっても、一人ひとりの権利が守られるためには、福祉制度の普及や活用は未だ不十分です。

さらに、認知症の方や精神障がい者、知的障がい者等、権利擁護支援の必要な人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した支援を行うため、意思決定支援への配慮が十分とは言えません。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 差別解消や権利擁護の制度について、さまざまな機会や手段を通じて情報発信、情報提供を行う必要があります。
- ・ 権利擁護を必要とする人を早期に発見するとともに、本人の意思を尊重した上で、適切な支援につなげるしくみを整備する必要があります。
- ・ 支援を受け入れないといった権利擁護上の課題を抱える方には、本人の意思を尊重した支援が必要です。介入の判断に係る根拠や手続きを明確にし、市としての意思決定をするしくみづくりが求められています。

重点事業

ア 権利擁護を必要とする方への意思決定支援への配慮

認知症等により判断能力が低下している方が、自ら意思決定できる早期の段階で今後の生活の見通しを本人や家族、関係者と話し合い、意思決定に際し本人の意思を繰り返し確認する等の配慮をします。【所管：高齢者支援課、障害者支援課、介護保険課】

イ 障がい者への合理的配慮の推進

障がい者の気持ちに寄り添うボランティア団体を支援し、「心のバリアフリー」を推進していきます。【所管：障害者支援課、地域保健課】

(2) 虐待防止対策の推進

現状と課題

高齢者虐待防止対策、障害者虐待防止対策、児童虐待防止対策、DVの防止対策等、各分野での啓発や相談体制の充実を図ります。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 高齢者、障がい者、子ども等への虐待を未然に防ぐための啓発や見守り活動とともに、早期発見・早期対応により、速やかな支援につなげるための総合相談支援室や福祉総合相談窓口(各地区センター)の周知が必要です。
- ・ 障害者虐待防止対策として、市職員研修等を通じて障がい者理解、合理的配慮などに係る理解を深め、共生社会の担い手となる職員の育成に取り組む必要があります。
- ・ 虐待の防止、保護等を適切に実施するため、障害者支援課を中心とした連携協力体制の強化が必要です。
- ・ 通報への迅速な対応と継続的な支援に努めると同時に、警察等の公的機関とも連携を取り、協力して支援に取り組む必要があります。
- ・ DVの相談件数が増える中、一時保護施設への入所をためらう被害者の心理的ハードルを取り払う工夫が必要です。

重点事業

ア 高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待とは「高齢者」に対する「養護者」又は「養介護施設従事者等」による虐待行為であり、次の5種類に分類されます。

身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待

介護は、心身ともに大きな負担となりえます。その相談先として市内9カ所に地域包括支援センターを設置しています。【所管:高齢者支援課】

イ 障がい者虐待防止の推進

市では障害者基幹相談支援センターを設置し、相談支援の質の向上と相談支援ネットワーク構築の中核的な役割を担う等、権利擁護と虐待防止に関する取り組みを行っています。

また、地域にある各相談支援事業所では、地域で安心した生活を営むために必要な情報提供や福祉サービスの利用援助・専門機関の紹介・日常生活において困っていること等、さまざまな相談に応じて支援します。【所管:障害者支援課】

ウ 児童虐待防止の推進

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。市では、子育ての悩みに関する相談をこども支援課「家庭児童相談室」でお受けしています。

また、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため「入間市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

関係機関・団体のネットワークを活かして、児童虐待防止等、子どもたちの支援に取り組んでいきます。【所管:こども支援課】

エ DV防止の推進

DV対策庁内連絡会議を開催して関係各課の連携を図るとともに情報を共有し、ネットワークづくりを推進します。市ではDVの被害者の相談を受け付ける、男女共同参画推進センターを設置しています。【所管:人権推進課】

(3) 権利擁護支援の理解促進と利用支援

現状と課題

権利擁護に関する相談支援は市の所管課と入間市成年後見センター（社協）で実施しており、相談件数、利用者とも増加傾向にあります。特に成年後見制度への問い合わせや申立てに関する相談が増えています。

また、市では、申立人不在の場合の市長による申立てや、その場合の申立費用及び後見人等報酬の助成を行っています。

主な課題は次のとおりです。

- ・福祉サービス利用援助事業の活用や、成年後見制度への適切な移行を図るため、支援を必要とする方に届くような事業周知等が必要です。

- ・ 権利擁護支援が必要であるにも関わらず相談につながっていない事案が地域に潜在しているため、早期に発見していくことが重要です。
- ・ 障がいのある方の家族の多くは、「親なきあと」の生活について漠然とした不安を抱えています。自分の望んだ地域で生活するための備えができるよう支援する必要があります。
- ・ 市長申立てでない場合で、後に後見人等報酬の支払いが困難になった場合の助成制度の在り方を検討する必要があります。

重点事業

ア 成年後見利用支援

広く制度を周知し、専門的判断のもとで支援できるしくみを構築していきます。

また、成年後見制度を学べる環境を整え、理解促進に努めます。【所管:福祉総務課、入間市成年後見センター(社協)】

イ 福祉サービス利用援助事業の利用促進

「あんしんサポートねっと」は、物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方が安心した生活を送れるよう、定期的に訪問して福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをするサービスです。

成年後見制度に至る前の段階として、日常生活を安全安心に過ごすために本人と契約し支援します。利用状況に応じて成年後見制度の利用に移行が必要な場合は、本人の意思を尊重しながら適切に支援します。【所管:入間市成年後見センター(社協)】

ウ 権利擁護に関する理解促進事業

関係機関との共同による講演会や相談会をはじめ、地域に出向いて権利擁護に関する事業説明会や講座等を実施します。また、元気なうちから将来に備えて考えるきっかけとするための「人生会議ノート(入間市版エンディングノート)」や成年後見制度を身近に感じてもらえるような手引き等を活用し、日々の生活や人生において、自らの意思により、選択・決定ができるよう支援の充実を図ります。【所管:高齢者支援課、介護保険課、入間市成年後見センター(社協)】

(4) 権利擁護ネットワークの推進

現状と課題

認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度等の権利擁護支援を必要とする人が増加しています。その中には、支援が必要なのに自ら助けてほしいという声を上げることができない方もいます。さらに、抱える悩みや課題が多岐にわたる場合もあります。

地域住民がこうした方々の存在に気づき、早い段階で支援につなげるために、さまざまな関係機関と地域の連携が必要です。

また、支援につながった後も、本人や支援者を関係機関や地域住民がフォローしていく体制を整備する必要があります。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 本人の意思決定を支援していくために、関係団体等が連携し、チームで支援するしくみづくりが必要です。
- ・ 権利擁護人材となる市民後見人を養成し、適切な支援につなげる必要があります。
- ・ 成年後見制度等利用開始後の被後見人及び後見人等への相談・支援の充実が求められています。

重点事業

ア 権利擁護ネットワークに関する協議体の整備

身近な地域で関係者が連携して支援を必要としている方を適切な制度につなげ、一人ひとりにふさわしい成年後見人等とのマッチングを行える体制の整備に向け、検討を進めます。【所管:福祉総務課、入間市成年後見センター(社協)】

イ 法人後見事業

住民同士の「互助」の良さを生かす市民後見人の強化とともに、被後見人の状態を踏まえ、多職種による視点で適切な候補者が検討できるしくみづくりに取り組みます。【所管:福祉総務課、入間市成年後見センター(社協)】

ウ 権利擁護人材の育成

地域全体で権利擁護支援の体制を充実させるため、市民後見人の育成を進めるとともに、市民後見人の後見活動をバックアップする体制を強化します。【所管:福祉総務課、入間市成年後見センター(社協)】



権利擁護支援とは

誰もが当然に、一人ひとりがかけがえのない人として、自分の望む場所で暮らし続ける権利を持っています。しかし、そこで暮らす多様な人びとの中には「助けて欲しいという声を上げられない人」「自分の力だけで必要な支援につながる事が難しい人」「自分で判断することが難しい人」など、手助けを必要とする方もたくさんいます。

それぞれが個々の課題を抱える中であっても、誰ひとり取り残されることなく、自己選択や自己決定が尊重され、地域の中でその人らしく暮らし続けられるように支援することを「権利擁護支援」といいます。

地域福祉を推進していくため、権利擁護支援を必要とする人びとの存在にいち早く気づき、地域住民と多機関が連携しながら支援できるしくみの構築をめざします。

成年後見制度推進機関の取り組み

成年後見制度は介護保険制度創設と同時にスタートした、判断能力に不安がある方のための権利擁護支援の一つです。

自己選択や自己決定が尊重され、権利擁護支援を必要とする市民が適切な支援を受けられるよう、体制の整備を進めます。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の運用、改善に取り組みます。

安心して暮らすための権利擁護支援のしくみ

1 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等によって物ごとを判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度です。

判断能力があるうちに公証役場での契約で決めるしくみ「任意後見制度」と、判断能力が十分でなくなってから家庭裁判所の審判を経て後見人等を選任するしくみ「法定後見制度」があります。

2 福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」

地域で暮らす中で、福祉サービスを利用したいけれど書類の確認や手続きに不安がある方、生活費の払い出しや福祉サービス、公共料金の支払い等に自信がない方等を対象に、本人と入間市成年後見センター（社協）との契約に基づき支援する事業です。

Ⅱ 地域づくり支援



1 市民同士の共助関係の構築

－ 地域福祉活動への参加促進と団体支援 －

取組の方向性

地域での居住期間・状況に関わらず、積極的に地域活動に参加する人がいる一方で、プライバシーや他人からの干渉を気にする人もいます。日頃から地域での支え合いや助け合いの必要性を広めておくことが大切です。

見守り活動の充実や住民同士の助け合い体制づくり、関連団体等の支援を実施します。

(1) 見守り活動(横のつながり) 重層的支援体制整備事業

現状と課題

民児協、区・自治会による活動などを通じた見守りや声かけの取り組みがあります。こうした活動を継続し、発展させていく必要があります。

また、8050(9060)問題も含めたひきこもりや、生活困窮等の問題を誰にも相談できずに抱え込み、事態の深刻化を招くケースもあります。

こうした問題を未然に防ぐカギは、早期発見、早期支援です。市民に対して、相談や通報等を早い段階で行うように周知するとともに、警察・消防等の関係機関と連携した迅速な対応、支援を図っていく必要があります。

重点事業

ア 「見守り事業」に係る地域活動支援の充実

－民間企業の力を借りる「見守り協力協定」の推進－

配達や訪問事業、24時間の店舗営業などを行う民間企業と協定を結び、日常業務の中で「新聞がたまっている」「電気メーターの動き方がゆっくりしている」等、住人の異変に気付いた際、市、警察、消防に連絡していただく、見守り協力の体制を推進していきます。

また、見守りを行う企業間のネットワークづくりも進め、「支え合いサポート事業」の運営を支援するなど、横の連携も強化していきます。【所管：高齢者支援課】

(2) 市民の相互援助活動の充実 重層的支援体制整備事業

現状と課題

市では、福祉圏域単位で「近隣助け合い活動」と「地域ささえあい組織」があります。構成団体は、各地区区長会・民児協・健康推進クラブ(老人クラブ)・ボランティア団体等です。

【入間市近隣助け合い活動推進協議会】

福祉圏域単位で以下9団体があります。

- 豊岡第一地区近隣助け合い活動推進会
- 豊岡第二地区近隣助け合い活動推進会
- 黒須・高倉地区近隣助け合い活動推進会
- 東金子地区近隣助け合い活動推進会
- 金子地区近隣助け合い活動推進会
- 宮寺・二本木地区近隣助け合い活動推進会
- 藤沢地区近隣助け合い活動推進会
- 東藤沢地区近隣助け合い活動推進会
- 西武地区近隣助け合い活動推進会

【地域ささえあい組織】

福祉圏域単位で6カ所

- 東藤沢地区 ささえあい東藤沢
- 豊岡第二地区 豊岡第二地区元気にする会
- 西武地区 ささえあい西武「おげんきかい」
- 豊岡第一地区 豊一助け合い
- 藤沢第一地区 ふじさわサポート
- 金子地区 ささえあい金子

自治会等单位で4カ所

- 藤沢地区内 グリーンヒルお助け隊(管理組合内活動)
- 東金子地区内 ささえあい入間台(自治会内活動)
- 藤沢地区内 ささえーるプルミエール(自治会内活動)

○西武地区内 プランヴェール入間武蔵野自治会「おたすけ会」
活動内容は、家事援助・買い物代行・ゴミの整理運搬、草刈等の支援です。

重点事業

- ア 「地域ささえあい組織」がない地区の設立のためバックアップを行います。【所管:社協】
- イ 「地域ささえあい組織」の団体間の情報交換等の支援を実施します。【所管:社協】

(3) 地域の団体等への支援 重層的支援体制整備事業

現状と課題

同じ地域に住んで相談に応じ、援助すると共に、公的支援につなげていく地区民児協が、福祉圏域ごとに九組織存在しています。

また、地域活動の中心を担っている区・自治会が119団体あります。豊岡、東金子、金子、宮寺・二本木、藤沢、西武の6地区の区長会があり、各区・自治会はそれぞれの地区区長会に所属しており、地区センターを拠点に活動しています。これらの団体には事業活動助成等を通じて支援しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 地域団体等は地域福祉の重要な役割を担っていますが、住民の高齢化や、一人世帯の増加、地域活動に対する意識変化などにより、加入率の減少や担い手不足が深刻な問題となっています。

重点事業

- ア 地域での共助関係の構築のため、地域でのイベントや行事・学校・地区センター活動への積極的な住民参加を推進します。
- イ 自治会加入の必要性を説き、加入率の向上に努めます。【所管:地域振興課】

Ⅲ 居場所づくり支援



1 社会へのつながりを回復する支援

(1) 地域での居場所づくりの充実 重層的支援体制整備事業

取り組みの方向性

私たちの日々の暮らしの中で、不安や孤独が問題化しています。家族構成が3世代の家庭が珍しくなり、どの世代を見渡しても、一人世帯が増加しています。

少子高齢化に伴う人口減少の中で、虐待や孤立死などに象徴される地域コミュニティの問題は、地域のあり方とその形成・維持・回復へ向けた施策に新たな展開を求められ、特に地域福祉の観点からさまざまな取り組みを見直していく必要に迫られています。地域に住む全ての世代の人びとが自由に参加でき、主体的に関わることにより、そこでの触れ合いが、共助のきっかけになると考えます。

居場所づくりは、市民の主体的な活動の中から生まれて初めて意味を持ち、継続できるものです。

重点事業

ア 子どもの居場所「笑顔の広場」の充実

小中学生が地域の方達と過ごすことのできる「笑顔の広場」が入間市内に12カ所あります。

学習支援を通じて地域の方と交流し、子どもたちが楽しく過ごせる場所で、学習以外の観点で交流し、子どもたちの状況にあった活動をしています。

「一人で勉強が進まない」「誰かが近くにいるほしい」「家に帰っても誰もいない。さみしい思いをしたくない」といった子どもたちに、地域の大人や友達と一緒に過ごす楽しい時間を提供し、新たな子どもの居場所として、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣等、将来に向けて生き抜く力を育むことを目的としています。【所管：社協】



※笑顔の広場ホームページへの二次元バーコードとなります。

イ 「こども食堂」と「いるま学習支援の会」の充実

「こども食堂」は、市民団体や NPO 法人が低額又は無料で食事を提供する、地域の人をつなぎ多世代交流の拠点となることを目指した取り組みです。

「こども食堂」と名がついていますが、ほとんどの「こども食堂」が全ての世代を対象にしています。市内27カ所に展開しています。

平成30年に「こども食堂ネットワークいるま」が発足しました。食堂運営者、ボランティア、市民、団体、企業等の関係者をつなぎ、安定的な運営を目指すこども食堂の連合体です。

「いるま学習支援の会」は、「こども☆チャレンジひろば」という名称で、元教員や予備校講師、大学生が先生となり、宿題や家庭学習を支援しています。子どもに寄り添い、学びの楽しさを実感できるような居場所作りを目指し、市内5カ所で実施しています。【所管:社協】

ウ 住まいに困窮する方に係る施策(地域生活の基礎となる住まいの確保)

希望する地域で安心して暮らせるよう、住まいに困窮している方のニーズに対応するため、民間事業者と連携して住まいの確保を推進します。

具体的な取り組みの一例として、「埼玉県住まい安心支援ネットワーク※」を活用し、住まいの確保に配慮を要する高齢者等の民間賃貸住宅への入居を支援しています。【所管:都市計画課】

※埼玉県住まい安心支援ネットワーク

「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」で登録された、高齢者、障がい者、外国人、子育て世代、被災者、失業者、生活保護受給者、低所得者などの住まい探しにご協力いただける不動産仲介業者です。

(2) 再犯防止の推進

入間市再犯防止推進計画

罪を犯した人への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、翌年12月に再犯防止推進計画を策定しました。この法律では「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。

ア 自立した生活のための支援

更生保護活動を行う保護司会や更生保護女性会の活動を支援します。

7月の「社会を明るくする運動※強調月間」「再犯防止啓発月間」で行う啓発活動や市民講座、学校との連携を引き続き実施し、再犯防止に対する市民の理解促進を図ります。

※社会を明るくする運動

全ての国民が犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない、安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

イ 児童虐待防止の推進

非行・犯罪要因の一つとして、幼少期に受けた虐待体験との関係性が指摘されていることから、周知啓発を通じて、児童虐待防止の推進を図ります。

ウ 福祉総合相談窓口の充実

総合相談支援室では、相談先が分からない悩みや困りごとをお聞きし、寄り添って原因を究明し、必要に応じて関係機関と連携し、課題解決に向けた支援をします。

また、地区センターの福祉総合相談窓口では、福祉を中心とした困りごとだけでなく、誰に相談したらよいかわからないことなどをお聞きし、解決に向けて伴走する身近な相談窓口を目指します。

エ 生活困窮者自立支援事業の推進

複合的な課題を抱える人の相談に幅広く応じ、就労・住まいの支援を含めた包括的かつ継続的な支援を通じた地域づくり、地域に不足する社会資源の開拓等に取り組み、自立支援策の強化を図ります。

2 多様性の尊重

取り組みの方向性

地域にはさまざまな人が生活をしています。年齢、性別、国籍等について、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく暮らすことができる地域づくりを進める上で、外国人やLGBTQ等、多様な生き方を理解する必要があります。

多様性が調和するまちづくりに向けて、協力団体との連携と、LGBTQをはじめとする多様な背景を持つ人への配慮や理解促進に取り組みます。

(1) 多文化共生の推進 **重層的支援体制整備事業**

現状と課題

本市に暮らす多様な外国人市民の支援として、生活相談を受ける外国人相談窓口を開設しています(英語・スペイン語・中国語)。

福祉部等の一部窓口においては、音声翻訳機を配置している他、やさしい日本語の活用を推進しています。

また、市内には国際化の推進や国際交流、姉妹・友好都市交流を実施する、入間市国際交流協会があり、市内に暮らす外国人の生活サポートや交流会等を実施しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 外国人と日本人がお互いの文化の理解を深め、共に生活していくためのサポートが必要です。

重点事業

ア 外国人相談窓口の継続・推進と、庁内各課及び関係団体との連携強化を進める他、それに係る諸問題を庁内各担当課、関係団体間で共有する体制の強化を進めます。

【所管：地域振興課、総合相談支援室】

(2) LGBTQ※に関する理解促進

現状と課題

入間市男女共同参画推進センターでは性的マイノリティ(性的少数者)に関する悩み事相談を受け付けています。

また、市では令和3年度より、性的少数者(LGBTQ 等)間のパートナーを家族に近い関係として扱うなどパートナーシップが尊重され、生活上の困難等が少しでも軽減されるよう支援することを目的として「入間市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入しました。パートナーシップの関係にある方が、宣誓書を市長に対して提出し、市は宣誓受領書及び受領カードを交付しています。

主な課題は次のとおりです。

・ LGBTQ への理解促進のため、第5次いるま男女共同参画プラン(令和4年度～8年度)で施策を推進します。

重点事業

ア LGBTQ 相談事業の推進、住民への理解促進

入間市男女共同参画推進センターにおいてLGBTQに関する相談や居場所づくりの支援を継続して行う他、住民の性的マイノリティについての啓発・理解について引き続き情報を発信していきます。【所管:人権推進課】

※LGBTQとは

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning(クエアやクエスチョニング)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

日本における LGBTQ の割合は、約 3%～10%とされています。

3 災害時の地域の体制整備

取り組みの方向性

大規模な自然災害が発生した際、速やかに避難することが難しい高齢者や障がい者、在住外国人等(以下「要配慮者」という)の安全確保が大きな課題となっています。災害発生直後の速やかな避難やその後の避難生活には、公助だけでなく、地域内での自助・共助が欠かせません。

また、避難後の被災者については、心身のケアが必要な状態も多くみられることから、多角的な視点で市民の安全確保に向けた体制整備に取り組みます。

(1) 他団体と連携した防災対策の推進

現状と課題

市では、大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策や復旧活動が迅速に実施できるよう、自治体、関係機関、民間企業各社等と協定を締結しています。

協定は、医療・救助関係、応急・復旧対策関係、情報伝達関係、相互応援関係、被災者援助関係、避難所関係、物資供給関係、輸送関係、ライフライン関係に大別できます。

また、福祉避難所(高齢者や障がい者等一般の避難所では対応が難しい方のための、特別な配慮がなされた避難所)として、公共施設を指定するとともに、民間施設等と協定を締結しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 他施設・他団体等との災害時協定について、協定締結後も、協定内容の点検や、有事に向けた訓練等が必要です。

重点事業

ア 災害時を想定した平時の各機関との連携強化

市では、災害時における協定を多数の法人・団体と締結しています。協定締結後も適宜協定内容を点検すると共に、有事に備えて各機関との協力関係を継続します。【所管:危機管理課、高齢者支援課、障害者支援課】

(2) 避難行動要支援対策の強化

現状と課題

要配慮者のうち、特に自身の力で避難行動をすることが困難な方（身体障害者手帳1・2級、要介護度3以上等の条件あり）を避難行動要支援者と定め、本人同意のもと「避難行動要支援者名簿」を区・自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社協へ提供しています。年1回名簿を更新し、災害時等に活用する体制を構築しています。

また、防災行政無線の戸別受信機等を、特別養護老人ホーム等の施設に貸出しています。

主な課題は次のとおりです。

- ・ 災害発生等の緊急事態に備え、避難行動要支援者名簿の平常時・非常時での利活用を推進する必要があります。
- ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成の推進が必要です。
- ・ 地域の中学生等のボランティアとの協働の推進が必要です。

重点事業

ア 要配慮者及び避難行動要支援者への避難行動要支援者名簿による援護体制づくり

区・自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社協、災害時には警察・消防に名簿を提供し、平常時の見守り活動や、地域の中学生等のボランティアと共に、非常時の援護活動等に取り組みます。【所管：危機管理課】

イ 個別避難計画の作成並びに現況把握など

避難行動要支援者ごとに避難する場所や避難方法、避難支援者等の情報を記載した個別避難計画の作成を進めます。

また、避難行動要支援者の現況把握に向けた取り組みを推進します。【所管：危機管理課】



第 4 編

第3次

入間市地域福祉活動計画



1 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨

社会福祉法人入間市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、平成26年の「第1次入間市地域福祉活動計画」策定以降、5年を1期として、これまでに2次にわたる計画を策定し、自治会をはじめ、市民、ボランティア、関係団体等と協働して地域福祉活動を展開してきました。

令和5年度がこの第2次地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という。）の最終年度を迎えることから、令和6年度から始まる「第3次入間市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2次計画では、地域福祉コーディネーター（※1）による「地域支援体制を強化し、「ふれあいいいききサロン（※2）活動」や家事支援を中心とした活動を行う「住民主体の地域支え合い活動団体の立上げ推進」等を中心とした事業を展開してきました。

計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により各事業が長期にわたり停滞しましたが、地域支え合い活動が地域住民の熱意によりこれまでの2地区から6地区の福祉圏域に広がり、助け合い支え合いの「つながりづくり」が進んできました。

一方、支援を必要とする人の家族あるいは外国人など、これまで特段福祉の対象と強く考えられてこなかった人も、困りごとや不安を抱えていることが表面化してきました。

このような中、「こどもまんなか社会」を実現するために国の機関として、新たにこども家庭庁が創設され、また、全国的にも「子ども食堂」をはじめとする子どもを支援する活動団体が増えるなど、福祉ニーズが多様化する時代となってきました。

本計画では、活動理念である「みとめあい 支え合い とともに生きるまちづくり」の実現に向け、これからも住民主体の地域支え合い活動等を推進していきます。また、多様化する福祉ニーズに向き合い、多種多様な人（※3）が暮らす地域の中で、誰もが「

-----用語の解説-----

※1 地域福祉コーディネーター

生活上の悩みや困りごとを抱える方に対し、様々な機関・団体と連携し課題の解決を図るとともに、住民主体活動の推進や、地域でのネットワーク構築といった取組をしています。

※2 ふれあいいいききサロン

地域にお住まいの住民が気軽に集える場所をつくることを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」をするための活動です。

※3 多種多様な人

地域には高齢者、子ども、若者、障がい者、外国人、性的マイノリティの方など、さまざまな方が暮らしており、これらの方々を「多種多様な人」と表現しています。

かけがえのない存在」としてお互いを認め、時には「支え・支えられ」、安心して暮らせるまちづくり(地域共生のまちづくり)を地域住民の皆さんと共に目指していきます。

(2) 計画の位置づけ

①計画の法的根拠について

本計画は、社会福祉法第 109 条に定められた民間団体である社協が策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画(地域福祉活動計画)です。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内に おいて次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

②地域福祉活動計画と行政計画との関係について

本計画は、行政計画(第 4 次入間市地域福祉計画)に基づく取組と補完し合う関係にあり、市全体に地域福祉を広げていくための“車の両輪”となるものです。

③社会動向と地域福祉活動の関係について

わが国の福祉制度は、これまで高齢者、障がい者、子ども、生活困窮といったそれぞれの分野で専門的な支援を行ってきました。しかし、近年は分野ごとの支援、いわゆる“縦割り”の制度だけで解決できないケースが多くなってきました。

その中でも複合的な問題に直面している人や世帯が社会的に孤立している場合などは特に深刻なケースになります。孤立している人や世帯をいち早く発見して支援につなぐことも大切ですが、孤立する前から人や地域とつながる仕組みや仕掛けを作ることが重要な課題と言えます。

また、今後も支援を要する人の増加が予想される中で、人口減少、少子高齢化による深刻な人材不足、核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化などの問題が生まれ

ています。

このような相反する問題を同時に解決していくことが、これからの大きなテーマだと考えられます。そのためにも、地域住民や福祉関係者以外からの参画や協働の促進が不可欠なものとなります。

国は住民や関係機関が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを支え、地域をともにつくっていく「地域共生社会」(※4)の実現を提唱し、地域福祉活動を重要な役割に位置づけています。

④計画とSDGsとの関係について

SDGs(持続可能な開発目標 エスディージーズ)は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指す国際的な目標です。平成27年(2015年)に国連で採択され、先進国を含む国際社会で令和12年(2030年)までの達成を目指します。

SDGsの17の目標のうち、例えば、目標1「貧困をなくそう」は生活困窮者への支援や子どもの貧困対策に、目標3「すべての人に健康と福祉を」は住み慣れた地域で健康的に暮らすための地域福祉活動や社会福祉事業に深く関わります。国は平成28年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体の各種計画等への最大限の反映を奨励しています。そのため、本計画に基づく各種事業においてはSDGsの目標を念頭に置き、推進していきます。

=====用語の解説=====

※4 地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指す社会のこと。

図表 SDGs *17の目標（ゴール）（国際目標）

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		16. 平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		カラーホイール 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

※ ★マークのある目標は地域福祉活動計画の取り組みと特に関連性があるものです

入間市は令和4年度 SDGs未来都市に選定されました

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間です。

(4) 計画の策定の方法

本計画の策定にあたり、学識経験者や高齢者、障がい者、子ども、外国人、教育、生活困窮、ボランティアの各分野、地域支え合い活動団体で構成する「策定委員会」を設置しました。また、地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケートにより、福祉専門職や福祉活動団体等の地域福祉に関する考えや意見収集を行い、更には座談会での活発な意見交換会を行い、こうして得られた情報をふまえて策定しました。

(5) 計画の進行管理

本計画書の3に記載した社協の主な取り組みについては、実施状況の確認にとどまらず、関係法や制度の改正、社会情勢の変化、新たなニーズや課題も踏まえ、目標の達成の視点から、毎年度、点検・評価を実施します。

事業の点検・評価にあたっては、令和6年度に設置予定の地域福祉活動計画進行管理委員会からの多角的かつ客観的な意見を求め、理事会、評議員会に報告して、次年度以降の事業に反映します。



入間市 マスコットキャラクター いるティー



入間市社協 マスコットキャラクター いるまちゃん

2 計画が目指すもの

(1) 計画の基本理念

みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

近年社会問題となっている 8050(9060)問題(※5)やヤングケアラー(※6)、ひきこもり、更には不登校など、従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応できない課題が顕在化しています。

令和元年に発生した新型コロナウイルスは、令和2年に入って世界中に感染が拡大し、感染拡大の波が繰り返す中で行動制限や自主規制が行われてきました。この新型コロナウイルス感染症は経済活動、日常生活に大きな影響を及ぼし、長く続くコロナ禍において行動制限や外出自粛が引き金となり、孤独感を抱く人、地域から孤立する人、生活困窮に陥る人が顕在化しました。

このような状況において、身近な地域で安心して暮らすために、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、各々役割を持って助け合いながら暮らせる地域づくりが必要となってきました。

第2次計画では、本会の地域福祉コーディネーターによる「地域支援体制を強化」し、「ふれあいきいきサロン活動」や家事援助を中心とした活動を行う「住民主体の地域支え合い活動団体の立上げ推進」等を中心とした事業を展開しました。

本計画では、社会の変動に合わせた新たな地域福祉活動を展開していくため、地域住民の理解と連携を呼びかけながら、「みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、基本理念に基づいた計画の策定と施策・事業を推進します。

=====用語の解説=====

※5 8050(9060)問題

80(90)代の親が 50(60)代の子どもの生活を支えるために経済的に強い負担を請け負う社会問題

※6 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども



出典 厚生労働省

(2) 計画の基本目標

1 誰ひとり取り残さない地域づくり

地域福祉コーディネーターを中心とした地域生活の困りごとへの伴走支援、住民主体の地域支え合い活動の活性化、権利擁護体制の拡充等を行い、誰ひとり取り残さない地域社会づくりに取り組みます。

2 人と人がつながる優しい地域づくり

日常の生活圏における住民同士の見守り、様々な形での情報発信、多世代、多文化交流イベントの実施、ふれあいいいききサロン活動の推進等を通し、お互いの支え合う関係づくりを進め、人と人がつながる優しい地域づくりを目指します。

3 誰もが安心して集える居場所づくり

誰もがふらっと立ち寄れる多様な人々が交流できる機会や場所をつくり、誰もが安心して集える居場所づくりを目指します。

日常の生活圏域設定の考え方

日常の生活圏を9つの福祉圏域として（豊岡第一、豊岡第二、豊岡第三、東金子、金子、宮寺・二本木、藤沢、東藤沢、西武）分けています。入間市では福祉圏域ごとに近隣助け合い活動推進会（※7）が組織されており、助け合い、支え合い活動が行われています。

=====用語の解説=====

※7 近隣助け合い活動推進会

入間市固有の名称であり、9地区の福祉圏域ごとに設置されています。自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、健康推進クラブ、地域包括支援センター等で構成され、活動内容は圏域ごとに異なりますが、ひとり暮らし高齢者への声かけ、見守り、家事支援等の支え合い活動を行っています。



(3) 計画の全体像

基本理念

みとめあい 支え合い ともに生きるまちづくり

基本目標

- 1 誰ひとり取り残さない地域づくり
- 2 人と人がつながる優しい地域づくり
- 3 誰もが安心して集える居場所づくり

社協の主な取り組み

取り組み1 気づきあう

- ① 専門職と住民間との情報共有の仕組づくり
- ② 高齢者や外国人等情報弱者への支援の充実
- ③ 外国人の文化や生活の理解を深めるための啓発と交流
- ④ 地域住民が地域の福祉課題に気づきを得られるような学習と交流の機会づくり
- ⑤ 障がい理解のための交流会、研修会等の実施

取り組み2 つながりあう

- ① 社会的に孤立している人の社会とのつながり支援
- ② SNSの活用を中心としたボランティア情報の発信
- ③ ふれあいいいききサロン活動の充実
- ④ 防災と福祉との連携

取り組み3 つどいあう

- ① 多様な社会資源を活用した子ども、若者が安心して過ごせる地域の居場所づくり及び活動の支援
- ② 居場所づくりのためのリーダー（担い手）の養成
- ③ 高齢者、障がい者、子ども、外国人等誰でも集える居場所づくりの支援

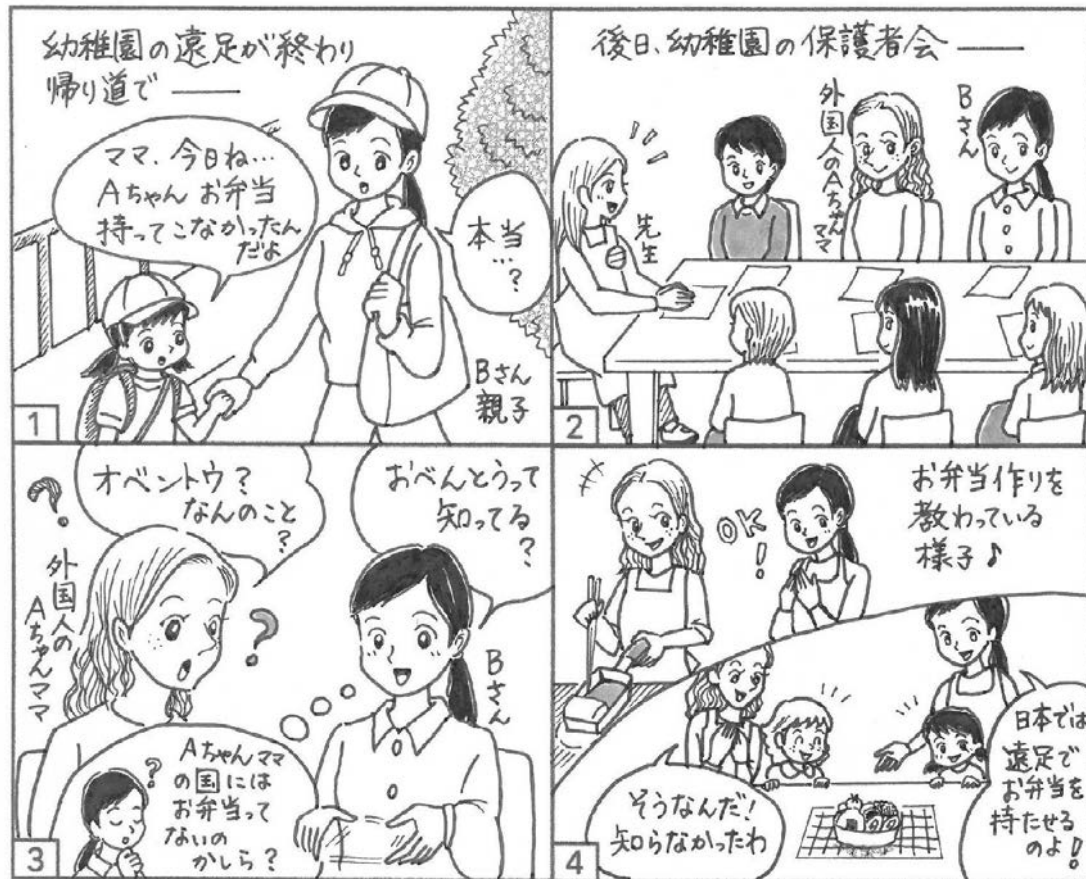
取り組み4 ささえあう

- ① 福祉困りごと何でも相談支援センターの機能の充実
- ② 住民主体の地域支え合い活動の活性化と立ち上げ支援
- ③ 地域福祉活動の支援と担い手のつながりづくり
- ④ 成年後見制度・あんしんサポートねっと等の権利擁護支援体制の拡充

3 地域福祉推進に向けた取り組み

取り組み1

気づきあう



～多種多様にある困りごとに気づき、
解決方法や地域づくりについて考える～

なぜ「気づきあう」ことが必要なの？

あなたの周りにはこんな人いませんか。

初めての子育てで悩んでいる人、ゴミの出し方で困っている外国人など…。
でも困っていることが何なのかに気づかなければ、助け合うこともできません。
小さな困りごとが大きな困りごとになる前に地域の中での皆さんの「気づき」
が必要なのではないでしょうか。

社協の主な取り組み

- ①専門職と住民間との情報共有の仕組づくり
- ②高齢者や外国人等情報弱者への支援の充実
- ③外国人の文化や生活の理解を深めるための啓発と交流
- ④地域住民が地域の福祉課題に気づきを得られるような学習と交流の機会づくり
- ⑤障がい理解のための交流会、研修会等の実施

みんなで一緒にできること（取り組み例）

住民の取り組み

- ・困っている人の身近にいる人が情報を伝える
- ・やさしい日本語（※8）を学び、外国人や障がいをお持ちの方等とのコミュニケーションをとる。
- ・障がいや認知症等を理解するための取り組みに参画する・・・など

地域の団体の取り組み

（自治会、地域支え合い活動団体、企業等）

- ・誰もが利用しやすい情報発信をする
- ・地域支え合い活動に多種多様な人が参加できる機会をつくる
- ・地域行事の中で多種多様な人が参加できる機会を設ける
- ・地域行事の中で障がいや認知症等を理解するための取り組みを行う・・・など

みんなでできることを考えてみましょう！

・
・
・
・
・
・



=====用語の解説=====

※8 やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人や障がいのある方等にも分かるように配慮した簡単な日本語のことです。やさしい日本語に変えるだけで伝わることも多くあります。

例) ご遠慮下さい→しないで下さい お越し下さい→来て下さい
 お手洗い、化粧室→トイレ

取り組み2 つながりあう



～地域の中でつながりをつくる～

なぜ「つながりあう」ことが必要なの？

もしつながりのある地域であれば・・・

社会的に孤立(※9)している人が必要なサービスにつながる、またひとり暮らしの方がふれあいいきいきサロンに参加するなど、一人ひとりの多様なつながりが人と人をつなぎ、困った時に助け合い、互いに支え合う地域づくりにつながるのではないのでしょうか。

社協の主な取り組み

- ①社会的に孤立している人の社会とのつながり支援
- ②SNS の活用を中心としたボランティア情報の発信
- ③ふれあいいいききサロン活動の充実
- ④防災と福祉との連携

みんなで一緒にできること (取り組み例)

住民の取り組み

- ・自分の身近な所で困っている人がいることに気づいたら、社協の地域福祉コーディネーターにつなぐ
- ・いざという時に備え、普段から近所で気軽に声を掛け合える関係をつくる
- ・防災訓練、お祭り、運動会等、地域の行事に参加する
- ・ボランティア活動に参加する
- ・支え合い活動に参加する・・・など

地域の団体の取り組み

(自治会、地域支え合い活動団体、企業等)

- ・ふれあいいいききサロン等誰もが気軽に集まれる場所を運営する
- ・自治会で多種多様な人を交えた防災訓練を行い、防災について話し合う機会を持つ
- ・顔見知りをつくるための近所でおしゃべり会をする
- ・空き店舗等を活用し、フリースペース(※10)づくりに協力する・・・など

みんなでできることを考えてみましょう！

- ・
- ・
- ・
- ・



===== 用語の解説 =====

※9 社会的孤立

家族やコミュニティとほとんど接触がなく、他者とのつながりのない状態です。

(例) ひきこもり、ゴミ屋敷、子育て孤立家庭等。社会的に孤立している人は、困った時に頼れる人がいない、利用できるはずの福祉サービスを教えてくれる人がいない、自己有用感、社会的有用感を持ちにくいことなどが問題となっています。

※10 フリースペース

教育や福祉の分野では、「ひきこもり」や「不登校」、心の問題などを抱えた方を対象にし、公的機関や民間団体などが運営する自由参加の「居場所」を意味します。

取り組み3

つどいあう



～ふらっと立ち寄れる場所、
多様な主体が出会える場をつくる～
なぜ「つどいあう」ことが必要なの？

もし自分の居場所の存在があったら・・・

となり近所やコミュニティでの人間関係が希薄化する中、「誰かと話をしたい」、「誰かに話を聞いてほしい」、「誰かの役に立ちたい」、「自分があるのままで居られる場所がほしい」等々、そんな一人ひとりの思いが尊重されるつどいの場所が、求められる時代になっています。さまざまな人達が集まり、交流を図ることで、お互いに気づきや発見が生まれ、それぞれの悩みや課題の解決につながることもあるのではないのでしょうか。

社協の主な取り組み

- ①多様な社会資源を活用した子ども、若者が安心して過ごせる地域の居場所づくり及び活動の支援
- ②居場所づくりのためのリーダー（担い手）の養成
- ③高齢者、障がい者、子ども、外国人等誰でも集える居場所づくりの支援

みんなで一緒にできること（取り組み例）

住民の取り組み

- ・近所や知り合いに孤立しがちで心配な人がいたら、ボランティア活動やサロン等に誘ってみる
- ・地域活動に近所で誘い合って参加する・・・など

地域の団体の取り組み

- （自治会、地域支え合い活動団体、企業等）
- ・地域団体の支え合いネットワーク会議に参加する。
 - ・つどいの場をつくる
こども食堂（※11）
多種多様な人が参加できるサロン・・・など

みんなでできることを考えてみましょう！

- ・
- ・
- ・
- ・



=====用語の解説=====

※11 こども食堂

地域住民のボランティアや自治体が運営主体となり、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。「地域食堂」「みんな食堂」という名称のところもあります。こども食堂は民間発の自主的・自発的な取り組みです。入間市内にはこども食堂（学習支援も合わせて行っている団体も含む）が27カ所あります（令和5年10月31日現在）

取り組み4
ささえあう



～誰もが安心して暮らすために、
みんなで考えみんなで支える地域をつくる～
なぜ「ささえあう」ことが必要なの？

もし、お互いが支え、支えられる地域になったら・・・
地域で安心して暮していくには、公的サービスや事業だけでは対応できないこと、例えば高齢者世帯での草むしりや病院への同行、買い物代行、同行等のちょっとした家事支援など、さまざまな問題が生じることがあります。身近な地域で助け合うこと、支え合うことで、そうした問題を解決するとともに、コミュニティの力を強め、暮らしやすい地域づくりにつながるのではないのでしょうか。

社協の主な取り組み

- ①福祉困りごと何でも相談支援センターの機能の充実
- ②住民主体の地域支え合い活動の活性化と立ち上げ支援
- ③地域福祉活動の支援と担い手のつながりづくり
- ④成年後見制度・あんしんサポートねっと（※12）等の権利擁護支援体制の拡充

みんなで一緒にできること（取り組み例）

住民の取り組み

- ・あんしんサポートねっとの支援員や成年見センターの後見支援員等自分にでき
地域活動に参画する
- ・地域支え合い活動(※13)に参画する
- ・見守りをする
例) 散歩のとき、登下校のとき、回覧
板を回すとき・・・等
- ・ちょっとした助け合いをする
中学生ボランティアによるゴミ出し・・・
ど

地域の団体の取り組み

（自治会、地域支え合い活動団体、企業等）

- ・地域支え合い活動を推進する
例) 電球交換、草取り等
- ・地域支え合い活動や地域づくりについて
身近な場所などで話し合う
- ・地域の中学生や高校生等と一緒に
活動をする
- ・障がい者施設等と一緒に資源回収をする
- ・地域支え合い活動に施設や企業等も参加
する・・・など

みんなでできることを考えてみましょう！

- ・
- ・
- ・



===== 用語の解説 =====

※12 あんしんサポートねっと

物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活を送れるように、支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをするサービスです。

※13 地域支え合い活動

①住民主体の地域支え合い活動

福祉圏域もしくは自治会単位等の住民組織が主体となって行う買い物代行・同行、庭掃除、病院の付き添い等の有償の家事援助活動。現在6つの福祉圏域と3つの自治会単位で団体が組織されています。このほか、ふれあいいきいきサロンも支え合い活動の一つ。

②企業、施設での地域支え合い活動

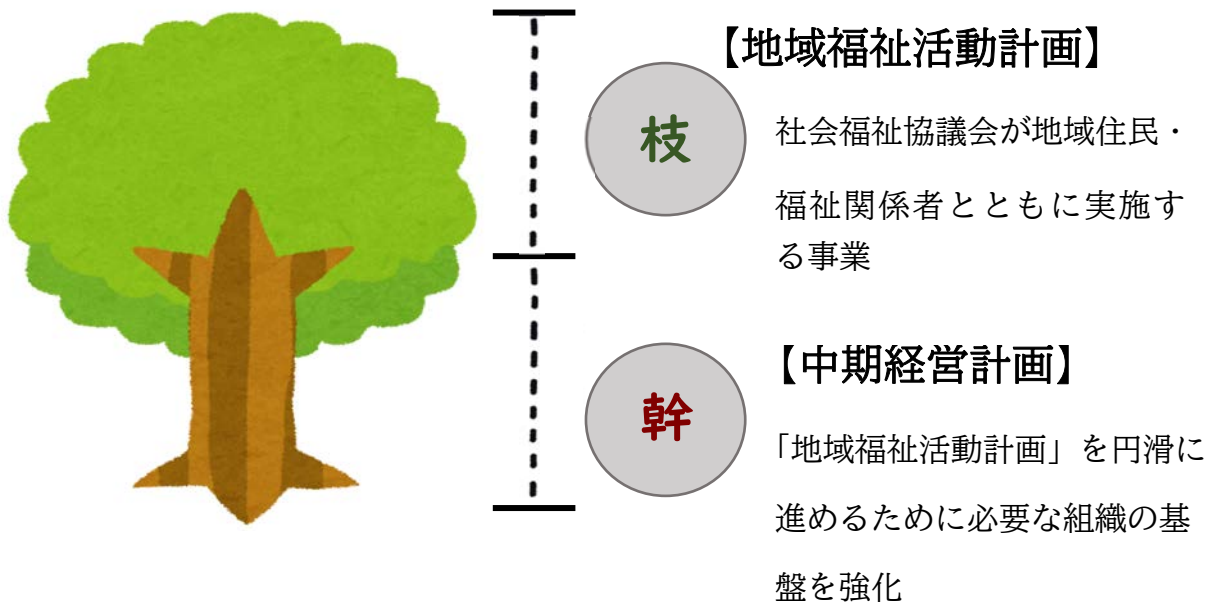
買い物バスの運行、こども食堂の場所提供、学習支援の場所提供等

4 社会福祉協議会組織体制の強化

(1) 「中期経営計画」と「地域福祉活動計画」

社協では、「第3次入間市地域福祉活動計画」の策定に合わせて、「入間市社会福祉協議会中期経営計画」（以下、「中期経営計画」という）を策定いたしました。この中期経営計画は、地域福祉推進の実現に向けた取り組みを定めた地域福祉活動計画を円滑に進めていくために、社協の経営基盤の強化を目指した計画です。

“木”で例えると、「地域福祉活動計画」が社協の事業を成す“枝”の部分だとすれば、「中期経営計画」はその枝を支える“幹”の部分と表現することができます。



2つの計画のちがいは？



中 期 経 営 計 画		地 域 福 祉 活 動 計 画
社会福祉協議会	誰 が つ く る ？	社会福祉協議会と地域の福祉関係者
5 年 間	計 画 期 間 は ？	5 年 間
社会福祉協議会の 経営基盤の強化のため	何 の た め の 計 画 ？	地域の生活課題を解決するために地域として取り組むことや目標等を具体的にするため
社 協 職 員	誰 が 取 り 組 む ？	社協、地域住民 地域団体(自治会や企業等)

(2) 経営ビジョン・将来あるべき姿

- 1) 信頼が得られる法人運営の地盤固め
 - ①地域情報の発信拠点としての整備の推進
 - ②財政面の見直しと先駆的取り組みの推進
 - ③BCP(事業継続計画)(※14)の策定等による危機管理への体制強化

- 2) 社会の動向に合わせた地域福祉実践
 - ①“制度の狭間”を意識した部門間連携の強化
 - ②「地縁組織(※15)×知縁組織(※16)」の土壌づくり
 - ③地域福祉コーディネーター(CSW)の推進強化
 - ④こどもまんなかアクション(※17)の実践

- 3) 地域課題に対応できる専門性のある人材育成
 - ①研修体系の見直し
 - ②職員育成の仕組みづくり
 - ③職場環境の改善

=====用語の解説=====

※14 BCP(事業継続計画)

Business Continuity Planning の略称で、地震や台風等の災害や感染症が引き起こすパンデミックなどの緊急事態が発生した場合に、事業運営における損害を最小限に抑え、事業の継続あるいは復旧を図る手段を取りまとめた計画。

※15 地縁組織

市町村内の一定の区域に住所を有する者の地域的なつながり(地縁)によってつくられた団体のこと。自治会、地区民生委員・児童委員協議会など。

※16 知縁組織

同じ目的や関心を持つ人の集まりやネットワークのこと。NPO、ボランティア団体など。

※17 こどもまんなかアクション

こどもや子育て中の方々が気兼ねなくさまざまな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業等さまざまな場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組。

資料編

入間市の人口・社会福祉サービスの状況

※()内は H30 年度 (前計画の資料) の値

R5.4.1 現在

人口	世帯数	平均世帯員数	生活保護世帯数	外国人数
145,360 人 (148,592)	67,769 世帯 (64,694)	2.1 人 (2.4)	1,051 世帯 (934) ※市外施設入所者等含む	総人口のうち 2,653 人 (1,958)
自治会 119 団体 (120)		民生委員・児童委員 (定員) 252 人 (252)	指定避難場所 62 ヶ所 (64)	

高齢者
高齢者 (65 才以上) 44,159 人 (41,248)
人口に対する比率 30.4% (27.8)
要介護認定者数 7,973 人 (6,148)
一人暮らし高齢者 6,975 世帯 (5,277)

障害者
身体障害者手帳 4,150 人 (4,093)
療育手帳 1,136 人 (932)
精神保健福祉手帳 1,714 人 (1,461)

子ども
18 才以下の人口 20,857 人 (23,560)
人口に対する比率 14.3% (15.9)
保育所定員数 2,592 人 (2,546)

特別養護老人ホーム 8 ヶ所 (8)
介護老人保健施設 4 ヶ所 (4)
グループホーム 8 ヶ所 (6)
通所介護・通所リハ 32 ヶ所 (30)
訪問介護・看護 40 ヶ所 (36)
居宅介護支援事業所 31 ヶ所 (36)
ショートステイ 8 ヶ所 (11)
特定施設 16 ヶ所 (10)
小規模多機能型居宅介護 3 ヶ所 (3)
看護小規模多機能型居宅介護 1 ヶ所 (1)

障害者支援施設 3 ヶ所 (2)
グループホーム 30 ヶ所 (18)
地域活動支援センター 3 ヶ所 (6)

地域活動
配食ボランティア 7 ヶ所 (8)
ふれあい・いきいきサロン 58 ヶ所 (65)
支え合い組織 9 ヶ所 (6)
フードバンク 1 ヶ所 (1)
こどもの居場所 計 30 ヶ所 ※内訳
こども食堂 17 ヶ所 (6)
学習支援 9 ヶ所 (0)
プレーパーク 1 ヶ所 (0)
その他 3 ヶ所 (0)

子育て支援センター 15 ヶ所 (14)
保育施設 33 ヶ所 (31)
幼稚園 10 ヶ所 (10)
小学校 16 校 (16)
学童保育施設 28 ヶ所 (20)
中学校 12 校 (12)
高校 (特別支援学校含む) 7 校 (7)
大学・短期大学 0 校 (0)
特別支援学級実施校 23 校 (21)
通級指導教室実施校 27 校 (27)

地域福祉に関する事業者(専門職)・団体アンケート調査結果

1 目的

地域福祉を推進する専門職、地域活動団体に対し他機関との連携、感じている課題等について調査し、第3次元気ないま福祉プラン策定の基礎資料とするため本調査を実施した。

2 調査対象

入間市の地域福祉に関連する事業者(専門職、専門機関)、団体に属する職員、会員

- ・高齢者、介護支援機関
- ・障がい者支援機関
- ・子ども支援機関(教育機関含む)
- ・外国人支援機関
- ・生活困窮者支援機関
- ・保健福祉機関(行政専門職)
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・医療機関
- ・住民活動団体(サロン、地域支え合い活動団体)

3 調査事項

業務、活動を通じた専門的視点または住民視点から捉えている課題、他機関との連携等についての6項目

4 調査期間 令和5年3月20日(月)～4月6日(木)

5 調査方法 インターネット経由(メールに回答用 URL を添付)による調査及び調査用紙の郵送による調査

6 回答数 96人(依頼140人 回答率68%)

7 調査実施主体

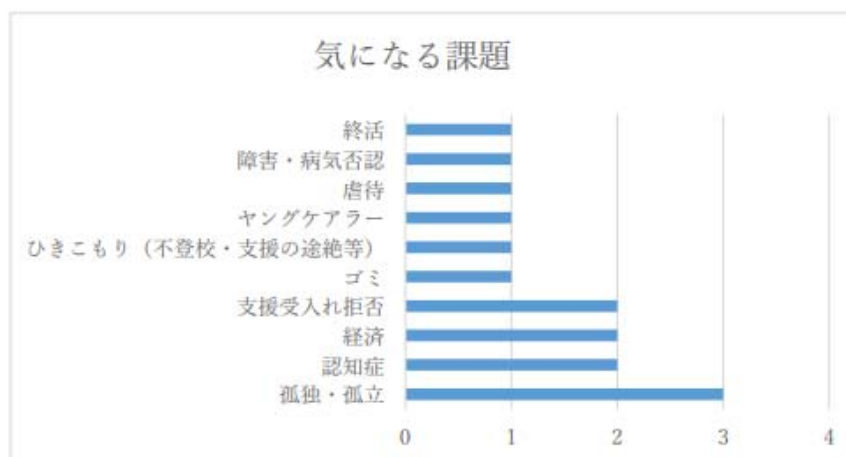
入間市

入間市社会福祉協議会

8 調査結果 ※一部抜粋 【高齢・介護分野】～【医療分野】までの9分野への設問

設問1 支援者(活動者)として利用者(地域住民)と関わる中で、既存のサービスで対応が難しいと感じた問題や地域で気になる相談や問題はどのようなものがありますか

地域福祉に関する事業者(専門職)・団体アンケート 【高齢・介護】



<課題に関連する事例>

- ・経済困窮などにより必要なサービスの利用に結びつかない
- ・対象者の意思で介入を拒否するが、最終的に支援が必要になったときには在宅にいることが難しくなっていることが多くある。
- ・独居の高齢者が増えており、緊急時の対応で親族がなかなか協力をしてくれないケースが増え、親族に代わって専門職が深く介入することが多くなっている。
- ・家族の支援は一定程度できているが、まだまだ必要としている人は多いと感じる。また、認知症の本人への支援もまだまだ足りていない。
- ・支援対象者の同居家族に引きこもりの人がいるが、なかなか会ってもらえず話ができない。
- ・介護力がなく、就労している娘に変わって、孫(小学生)が認知症の祖父をわずかな時間ながら介護をしている。祖父に原因不明のあざが見られるようになったため。

設問2 設問1で記入した事例に対し、新たな取り組みや活動等、解決に向けた提案としてどのようなものがありますか

<課題に対する解決策>

- ・地域住民も交えたチームで支援する仕組みづくりが必要と感じる。
- ・エンディングノートの活用や緊急時のみではなく、日ごろから親族との連絡や意向の確認をする取り組み、地域包括支援センター主催の地域ケア会議での事例検討会で各専門職、

地域住民から多角的な視点からアドバイスをいただくなど。

- ・行政の各課の事業、社協事業、民間事業、地域の支えあい事業はコラボレーションして展開していく。単独事業出来ないことは共催を考える。
- ・所沢でも認知症介護者交流会を運営しているが、入間市内でも同様の取り組みが進めば、認知症の本人・家族ともに居場所ができると思われる。
- ・引きこもりの人の相談は高齢者支援か障がい者支援か警察か分からない時がある。
- ・ヤングケアラー問題は学校との連携は必須だと感じる。学校側も同居家族の状況にアンテナを張ってほしいと感じた。

地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート 【障がい】



<課題に関連する事例>

- ・8050 の相談が多いです。高齢の親御様、引きこもりの当事者、どこにも所属がない。・高齢で行き場のない人。70代まだ働きたい、というより所属ほしい。
- ・8050 問題で、障害者本人が一人になってしまってから相談がくる。
- ・保護者に障害がある世帯への対応。子どもへの養育が十分でない世帯が少なくなく、課題が多く、このような世帯に対して、横断的に関わることのできる機関がない。また、司令塔となる機関もない。
- ・不登校児の親との密着、依存が強く、親の負担感が大きい。
- ・総合失調症で医療中断している方がいるが、支援につながらず親が疲弊している。
- ・精神疾患のある方の住居さがし。
- ・進行性の難病の方で、家族が仕事で日中一人でいるのでケアが難しい。
- ・不登校児が卒業後、居場所がなくひきこもりとなる。

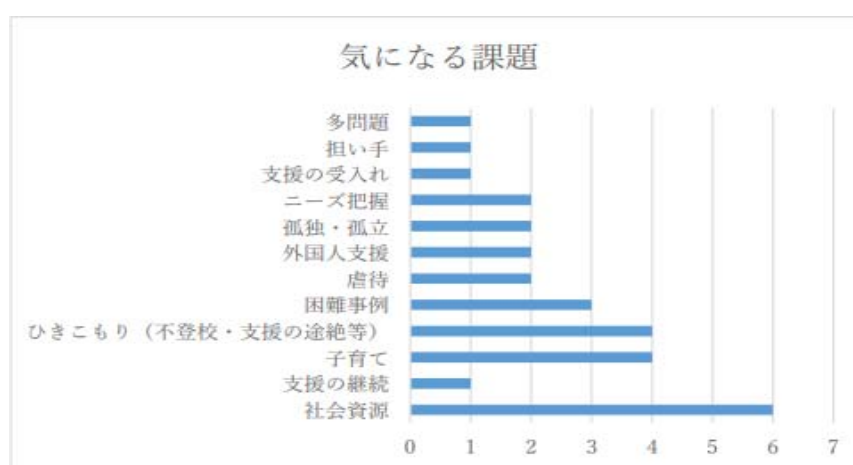
<課題に対する解決策>

- ・どの事例についても関係機関との連携が大事になってくるのではないかと思います。
- ・複合的な問題のある世帯に対して、横断的に関れる機関や仕組み、規則づくり、司令塔と

なるような役割を担う機関の整理が必要。

- ・障害のある方が気軽に来て安心してすごせる居場所づくり。若い難病系の人の子サービスがない。インテリの高齢者のサービスがない。
- ・定期的に病院、ヘルパーなどの支援機関が集まり、現在の支援体制を確認し、目指す支援目標を統一していく。
- ・親の相談場所を整備する。
- ・発達障がいについての正しい理解を社会全体に広げていく活動（講演会など）
- ・障がいのあるなし関係なく身近な支援者（教職員、保育士など）の資質を高める活動。

地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート 【こども】



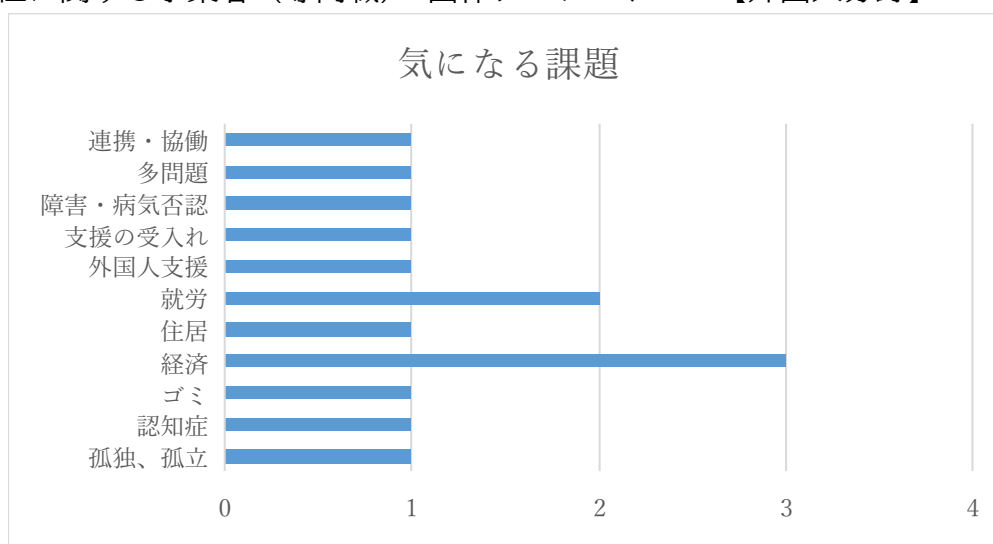
<課題に関連する事例>

- ・中学3年生の男子が不登校で、卒業後の進路が決まっていなかったが、学校・スクールソーシャルワーカーとのつながりが切れてしまい、その後どこの機関が支援をするのか。
- ・こどもの居場所は中学生までのところが多い。アスポートは条件（経済面、所属など）が合わず、放課後デイ等も所属がないと利用できない（障害の有無）。
- ・通学介助について、ニーズはあるが担い手が見つからない。・公民館が令和10年で閉館予定になる。
- ・居場所に来る若者の自殺願望について、対応が正しいのかいつも迷っています。
- ・子育て中の母親の「死にたい」という悩みに対する対応の難しさ。
- ・不登校などで学校に行っていない子どもにお便りなどが届かない。
- ・外国人家庭の子どもと関わりがあるが、家庭の事情などもう少し情報が欲しい。・外国人の方々は文化や宗教、生活習慣が違うため、支援も複雑化してしまう。
- ・共働き家庭だと、保育所・園の受け入れ先が限られたり、ニーズに合わず、保護者は、仕事を辞めざる得ないケースがある。

<課題に対する解決策>

- ・義務教育終了後、障害の有無関係なく相談できる場所。または、居場所があるとありがたい。まだ働く意志がかたまっていない段階から相談支援をしてくれる場所。
- ・通学を支援する仕組み作り。放課後デイの送迎車のような巡回バスとか？
- ・市民会館に扇町屋公民館と久保稲荷分館の機能を備えてほしい。
- ・臨床心理士さんや精神保健師等の専門職の方に若者居場所に来てほしい。
- ・日本語の理解の難しい家庭へのアプローチのため国際交流協会との連携を始める。
- ・支援者の気持ちを大事にし、思うように動けないことを責めることがないように労い、興味を持てることを少しずつ提案、情報提供するなどを続けていこうと思う。

域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート 【外国人分野】



<課題に関連する事例>

- ・外国ルーツの子供が育つ環境を総合的にフォローする仕組みがありません。非日本語家庭の子供の言語能力の問題、経済的・社会的に脆弱な家庭の問題、学校と家庭の意思疎通の問題、学校の支援だけでは対応しきれない高校受験の問題など、個別ケースを総合的に見ていくことができていません。一部、個人が好意で面倒を見ているケースがあります。
- ・外国人市民は、日本語が分からないだけでなく、行政サービスそのものの存在を知らないことが多い。支援する側が先回りしなければ、必要なサービスが受けられないことが認知されにくい。たとえば、高額医療費の制度を知らずに医療を受けるのをためらう、法テラスの制度を知らないために泣き寝入りをする、保育所の申し込み制度を知らないために機会を失う…など。

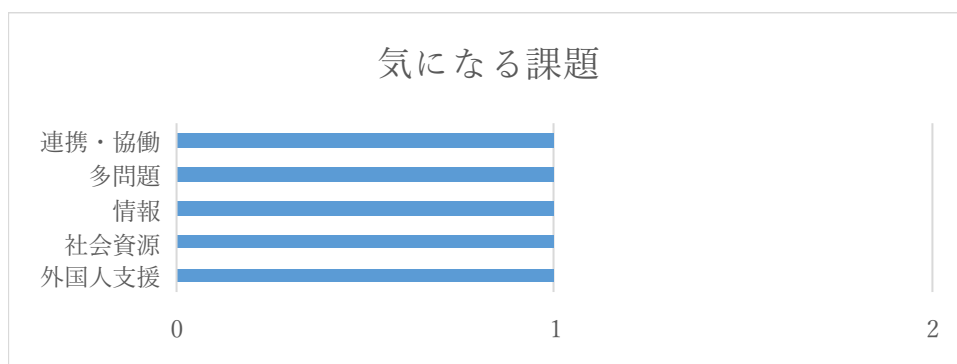
<課題に対する解決策>

- ・「多文化共生ケースワーカー」のような存在が、理想的には各学校区に配置され

ば、裏付けのある立場で家庭の問題の解決にあたることができると考えます。相談窓口という固定した場所・時間でできることは限られており、歯がゆい思いをしています。

- ・外国人の対応は文化の違いや言語やり取りの難しさから意図したとおりに伝わらないことがあるので、外国人親子も含めた集まりやすい場所、情報提供の方法を考える。

地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート 【生活困窮分野】



<課題に関連する事例>

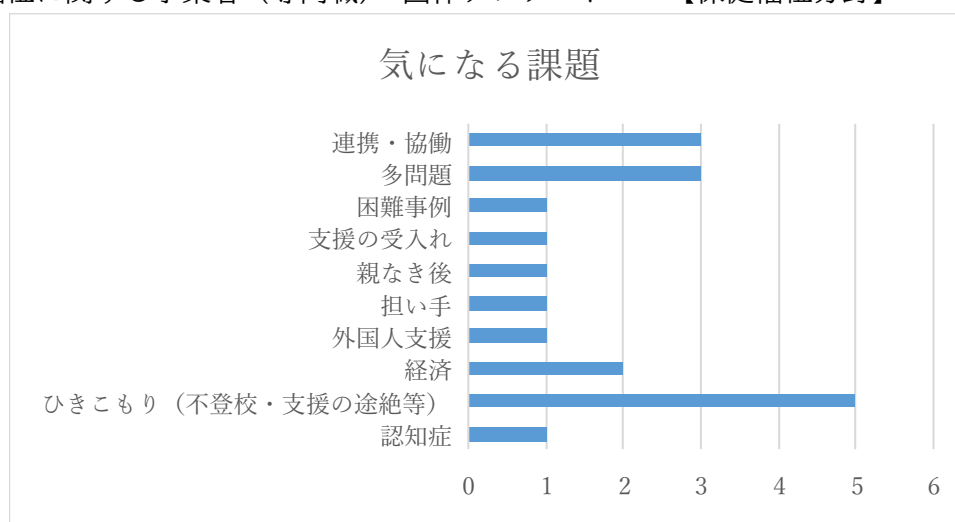
- ・日雇い労働者について、日々の生活を送ることに必死で月単位、年単位の家計を考える余裕がない。
- ・40代の姉妹。姉は精神疾患で精神手帳あり。妹は知的な課題あり。母親の他界により市営住宅から退去を求められているが、身寄りがなくアパート契約が出来ない。市営住宅は老朽化し畳が抜けているなど、環境は劣悪。
- ・50代女性。離婚して独居。住宅ローン滞納により強制執行。「ためこみ症」のためゴミ屋敷状態。地域、家族からも孤立。
- ・高齢者夫婦。夫婦とも知的レベルはボーダー。家計ができず債務あり。家賃滞納により退去を求められている。
- ・在宅の認知症が疑われる高齢者が支援を拒否するため、通院や適切な支援ができない。
- ・病識のない精神障害者の家族が相談に来所した際に、受診の必要性を感じながらも受診に繋がらず、状態が変わらずに時間が経過し、家族が疲弊していくこと。
- ・男性外国人で無職、就労に就かないと保育園も断られたるが、就労意欲がない。

<課題に対する解決策>

- ・総合相談支援室を「ゴミ屋敷」の相談場所とする。医療福祉関係の対策チームを組織し、相談から解決までのプロセスに責任を持つ。
- ・ためこみ症という疾病が「ゴミ屋敷」化の原因のひとつという認識を福祉関係者や市民で共有する機会をもつ。
- ・市内の不動産に広報活動を行い、総合相談支援室のパンフレットの配布を依頼。強制執行となる前に、不動産会社と連携し、早期発見→介入し、住まいの確保を図る。

- ・連携会議の開催、異業種交流会、合同研修会などすぐできることがある。
- ・訪問の精神科医等との繋がりを作り、提案できることを増やすこと。
- ・男性外国人で無職、就労に就かないと保育園も断られ、就労意欲がなかったが、関係各所と連携し支援を行い就労先が決まった。その後の生活等は、各担当で実施し終結。

地域福祉に関する事業者（専門職）・団体アンケート 【保健福祉分野】



<課題に関連する事例>

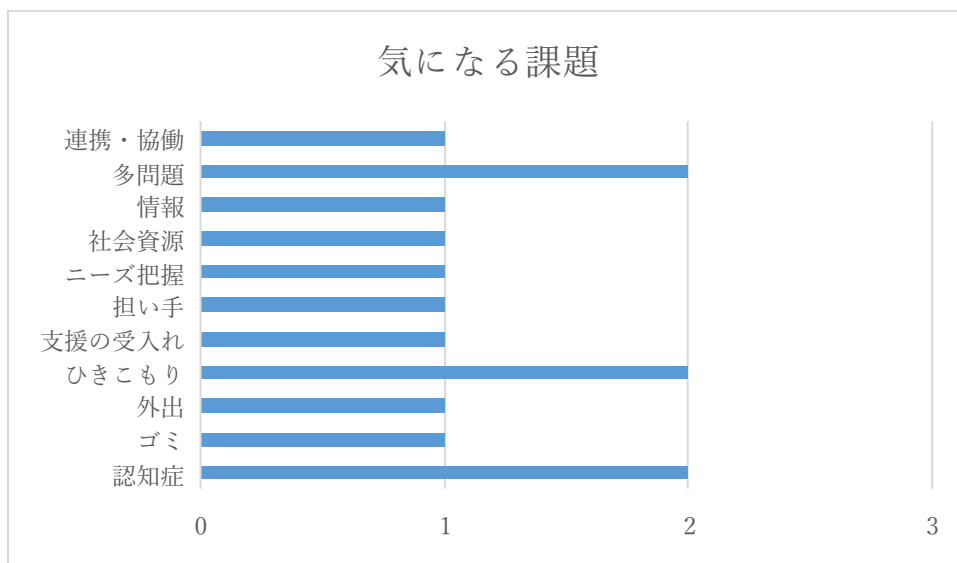
- ・障がいのある子どもと、親の世帯で親が高齢になり、親が子どもの世話ができなくなった時。
- ・ひきこもりの子どもと親世帯の親の収入が減ったり、貯蓄が尽きた時の対応。
- ・8050問題でひきこもりの50の方をみていた両親が他界したり、認知症になったときに事例化する。
- ・中学校で不登校だったお子さんが卒業後、ひきこもりになり、支援者がいなくなる、精神保健の課題があり事例化して気づく。
- ・妊婦で未婚、就労していない方。経済不安があるが、生活保護は受けたくない。
- ・家族関係に関する相談窓口がない。
- ・不登校の子どもが中学校を卒業した後に、所属がない場合の支援部署が明確でない。学習面の補填や居場所が求められるが、資源がない。

<課題に対する解決策>

- ・障がい者の手続きや生活を支援するシステム。（お金がかからない地域のボランティア的なシステム）
- ・ひきこもりの方の社会参加の支援。（就労だけではなく、居場所的なものも含めた支援。）
- ・生活困窮と精神保健に課題がある方、ひきこもりの方に対応できる福祉と保健の職員等がいる総合相談支援が必要。

- ・不登校生徒の中学卒業後の教育支援や居場所づくり。
- ・障害が明確でなく、経済困窮家庭でもない場合、自力で通信教育やサポート校を探さざるを得ない現状にあり、親の力に左右される。学校卒業時に、次の支援や選択肢が提示できるとよい。アサポートなど利用条件の緩和などができるものか。きこもり状態の方の身近な居場所づくり。

(7)民生委員・児童委員 回答者数 7 回収率 88% 多かった課題順



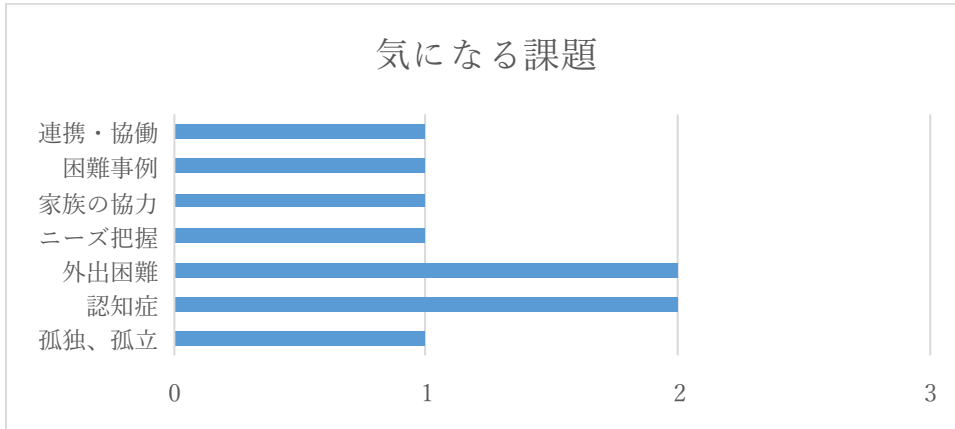
(事例)

- ・一家庭内に、8050 問題、障がい者フォロー、生活困窮等が存在し、それに携わる各担当者との対応策の検討と実施。地域ケア会議等の充実。
- ・近所に引きこもりの家庭があるが、母親が相談をもちかけてくれないため、こちらからは行くことができない。また、こちらから話をした事によって情報を知らせてくれた人に迷惑がかかってしまったもと思ってしまう。遠回しに困っていることは？と聞いても無しと答えられてしまう。
- ・お家にこもりがちな人にサロンや老人会などの参加を呼びかけるがうまくいかない。
- ・自治会未加入者(特にアパート住人)が増加している事から、地域住民の把握が難しい。
- ・認知症(少し)の人が近所の家で用事もなく、夜間ベルを鳴らしたり、道路を出歩いて車を止めてしまう。

(新たな取り組みや解決に向けた提案)

- ・民生委員同士の情報共有とチームとしての活動化。
- ・ご近所同士見守りをお願いしている。
- ・関係団体とのさらなる連携による情報共有。
- ・自治会の加入者促進。

(8)住民活動分野 回答者数 5 回収率 38% 多かった課題順



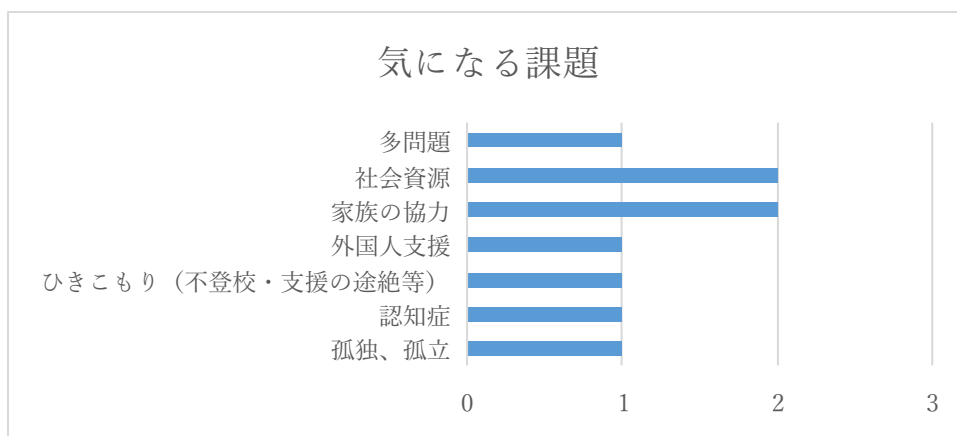
(事例)

- ・サロンの参加者をふやしたい。
- ・少子高齢化も顕著であり、住民主体のささえあい活動団体として設立しましたが、当地区では3人に1人が高齢者、6人に1人が介護認定者でちょっとした家事の困り事が多いと実感している。
- ・個人情報保護の重要性は十分理解していますが、あまりにも厳しい運用のため活動が大きく制約を受けています。
- ・独居の人が多くて、孤独死が心配。

(新たな取り組みや解決に向けた提案)

- ・同居家族がいてもケースバイケースで対応していきたいと考えている。その際、家族の同意をきちんともらってから約束することにしていきたい。同居家族の同意を得られれば、できるだけ多くの方の支援をしていきたいと考えている。
- ・地域包括支援センターの方に年1回は説明していただく時間を持っています。困った時には相談したり意見交換したりし易くなっています。

(9)医療分野 回答者数 3 回収率 100% 多かった課題順



(事例)

- ・外国人の方が、難民申請目的で在留しているが、通訳や生活支援について支援体制が乏しく困っている。特に医療現場では、通訳の問題で困っており、市として必要な場面で体制を整えてほしいと感じている。市の国際交流センターでは対応が難しいと言われており、入間市の機関として対応できる仕組みがない。
- ・全般的に、高齢独居で子どものいない方や、夫婦共に認知症のケース、子どもがいても兄弟仲が悪く双方からの言い分の板ばさみになってしまったりする「キーパーソン不在」の方の支援には苦慮する事が多いです。

(新たな取り組みや解決に向けた提案)

- ・多言語通訳を派遣する活動などを拡充して頂きたい。
- ・ケアマネージャー、地域包括支援センター、市役所等へ相談しながら解決へ向けて活動しています。地区センター化して、高齢・障害等分野を超えて1カ所で相談できると住民・支援者としても便利だと思います。

バリアフリー

「バリアフリー」とはもともとは建築用語で「バリア(障壁)」を「フリー(除く)」ようするに障壁なるものを無くして、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など物理的な障壁を除去するという意味合いから、最近ではより広い意味で用いられています。

私たちの周りには道路や建築物の入口の段差などの物理的なバリアや、高齢者、障害者など社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアもあります。このように「バリアフリー」とは、高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味します。

バリアフリー社会とは、人にやさしいまちづくり、病気やケガをしている人などにとっても、安全で安心して生活していく上で重要な問題です。

普段の生活の中には8つのバリアが存在します

「住まい」「こころ」「まち」「もの」「情報」「社会」「交通」「その他」

この8つに存在するバリアを取り除くことで、人にやさしいまちづくりになります。



思いやり駐車場制度

埼玉県で高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、これらの駐車施設を優先的に利用できる者を明確にし、利用証を交付する「思いやり駐車場」の実施要綱を定め令和5年11月1日から運用開始しました。

利用者の範囲を定め、利用証(3種類)を交付することで、駐車区画の適正利用を推進するものです。

障害者専用駐車場は、青色又は車椅子デザインがペイントされていますが、この制度では青色表記「車椅子使用者専用区画」と緑(オレンジ)表記の「優先駐車区画」の2つの駐車区画を定め市内公共施設 27 施設で整備します。

利用者は、利用証をルームミラーに掲示することで適正利用を表明できます。

【利用証の種類 (3種類)】

①車椅子使用者用
(青)



②その他障害者、
高齢者用(緑)



③妊産婦、けが人
など(オレンジ)



【利用証交付事務】

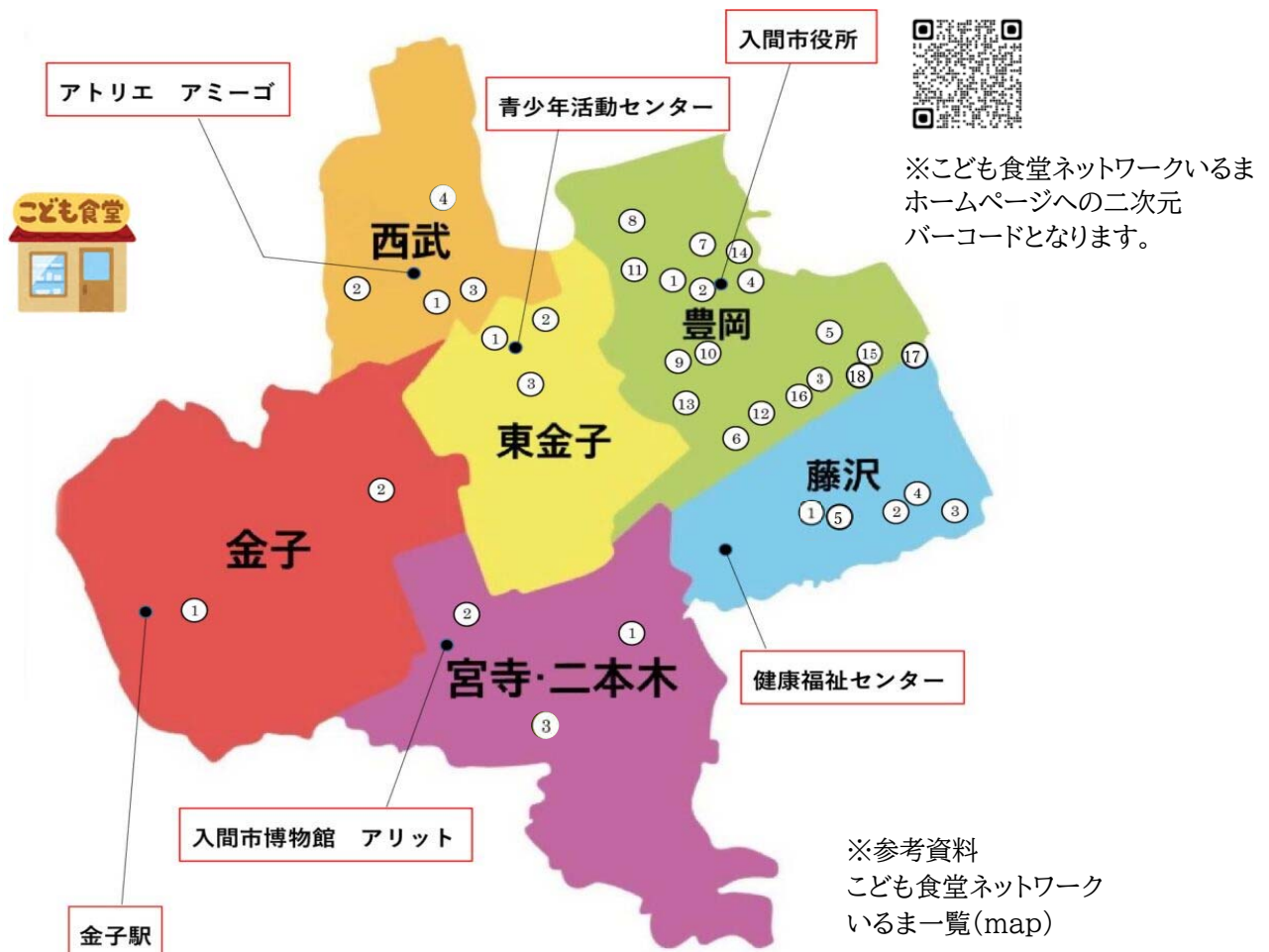
交付窓口

対象者

- | | |
|---------|------------------|
| ○障害者支援課 | 車椅子専用・その他障害者・けが人 |
| ○介護保険課 | 高齢者(介護度のある方) |
| ○地域保健課 | 妊産婦 |
| ○こども支援課 | 妊産婦 |
| ○地区センター | すべての対象者 |

みんな知ってる？ こども食堂ネットワークいるまの仲間たち

【豊岡地区】		【藤沢地区】	
1	AIKURU FREE BASE	1	ふじさわキッチン
2	あいくる・みんなの広場	2	みんなのカフェテリア
3	東町にこにこ広場	3	放課後の遊び場「ごろごろ東藤沢」
4	いろいろダネ+	4	カフェテリア
5	オーシャンキッズ倶楽部	5	放課後の遊び場「ごろごろほうかご図工室」
6	久保稲荷なかよし広場	【東金子地区】	
7	Green Dining	1	いるぱーく
8	黒須にじいろ広場	2	放課後の遊び場「ごろごろ東金子」
9	子ども食堂 nuku nuku	3	むささび食堂
10	ぬくぬくキッチン&デスク	【金子地区】	
11	高倉スマイル広場	1	こども☆チャレンジひろば金子
12	なかよし食堂	2	豊泉寺・子ども食堂
13	焼き鳥のんちゃん	【宮寺・二本木地区】	
14	ゴリラランド	1	こども☆チャレンジひろば宮寺
15	こども☆チャレンジひろば東町	2	宮寺・二本木いただきま〜すの会
16	アート工房ごろごろ	3	こどものプレーステーション
17	リパティ+(りばていぷらす)	【西武地区】	
18	ごろごろ扇町屋	1	こども第三の居場所「あそび〜な」
		2	ウェロニカ・ペルシカ
		3	こども☆チャレンジひろば西武
		4	出張ごろごろ みやのもり



みんなつながるささえあいのまち！
 いるま支え合い活動団体 MAP



※豊一助け合い 活動のようす



ささえあい西武
おげんき会

ささえあい金子



ささえあい金子の
公式 HP 公開中!!

豊岡 第二地区元気にする会 (豊岡東)

豊一助け合い (豊岡西)

ささえあい東藤沢

ふじさわサポートくふじサポ

西武狭山グリーンヒルお助け隊

ささえあい入間台 (東金子)



ささえーる プルミエール



※参考資料

入間市社会福祉協議会 ささえあい団体広報チラシ

○入間市地域福祉計画進行管理委員会要綱

平成22年2月17日

告示第26号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく入間市地域福祉計画（以下「計画」という。）の進行管理等を行うため、入間市地域福祉計画進行管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（平24告示51・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の進行管理及び見直しに関することについて協議し、その結果を市長に報告するものとする。

（平24告示51・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体に属する者
- (3) 市民団体又はボランティア団体に属する者
- (4) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24告示51・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(平28告示241・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平24告示51・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成24年告示第51号)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び附則の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第4条の改正規定の施行の際現に委嘱を受けている委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成28年告示第241号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

入間市地域福祉計画進行管理委員会委員名簿

任期:令和4年8月1日から令和6年7月31日 2年

◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

	氏名	選出区分	所属団体名
1	◎山下 恵久子	社協理事	入間市社会福祉協議会
2	橋本 清美	社協理事	入間市社会福祉協議会
3	西崎 敏夫	連合区長会	入間市連合区長会
4	江口 哲郎	民生委員	入間市民生委員児童委員協議会
5	竹野谷 久江	民生委員	入間市民生委員児童委員協議会
6	下里 隆子	障害福祉	手をつなぐ親の会
7	宮岡 幸江	児童福祉	特定非営利活動法人 子育て家庭支援センターあいくる
8	春名 恭一	高齢者福祉	高齢者福祉審議会
9	石川 孝司	高齢者福祉	豊岡北地区 地域包括支援センター
10	栗原 正明	市民研究会	つながろう入間
11	菱沼 幹男	知識経験者	知識経験者
12	佐藤 直子	知識経験者	知識経験者
13	○今井 英雄	公募	公募

入間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 入間市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため、社会福祉法人入間市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が入間市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定することを目的として、入間市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、計画に関する必要な事項について調査研究及び協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市社協会長が委嘱する。

- (1) 住民組織団体
- (2) 民生委員
- (3) 福祉関係団体
- (4) 地域支え合い活動団体
- (5) 教育関係
- (6) 行政計画組織
- (7) 知識経験者
- (8) その他市社協会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から活動計画策定終了までの間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要がある時と認めた時は、関係者を会議に出席させて説明を求め、意見を聴くことができる。

(顧問)

第7条 委員会に活動計画の策定に関し必要な助言・指導等を行う顧問を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市社協地域福祉推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月 1日から施行する。

入間市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期: 令和5年2月1日から第3次入間市地域福祉活動計画策定終了時まで


◎委員長 ○副委員長

(敬称略)

	氏 名	選出区分	所属団体名
1	鈴木 信義	住民組織団体	入間市連合区長会
2	竹野谷 久江	民生委員	入間市民生委員・児童委員協議会
3	○粕谷 浩史	障がい者関係	入間市障害者自立支援協議会
4	村野 裕子	子ども関係	こども食堂ネットワークいるま
5	陳 麗	外国人関係	入間市国際交流協会
6	春名 恭一	高齢者関係	入間市高齢者福祉審議会
7	高山 光司	地域支え合い活動団体	ささえあい金子(金子地区近隣助け合い活動推進会)
8	齋藤 勝久	住民ネットワーク	ふじさわ未来ネット
9	深町 多紀子	教育関係	入間市教育センター
10	佐藤 直子	行政計画組織	入間市地域福祉計画進行管理委員会
11	深井 勝子	知識経験者	知識経験者
12	◎田中 満枝	生活困窮者関係	フードバンクいるま
	菱沼 幹男	計画策定アドバイザー	日本社会事業大学教授

第3次元気ないるま福祉プラン策定過程

令和5年	開催月日	地域福祉計画進行管理委員会	地域福祉活動計画策定委員会
	2月13日	・第4次入間市地域福祉計画策定についての概要説明及び委員会の日程について	第1回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画策定についての概要説明及び委員会の日程について
		・地域福祉計画、地域福祉活動計画策定に向けての合同研修会	
	3月29日		第2回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画の基本体系図について① ・地域福祉に関する事業者(専門職)・団体アンケートについて ・第3次入間市地域福祉活動計画の策定日程について
	4月28日		第3回策定委員会 ・第2次入間市地域福祉活動計画の総括について
	5月26日	第1回進行管理委員会 ・第4次入間市地域福祉計画の方向性について ・地域福祉に関する事業者(専門職)・団体アンケートについて	
	6月28日		第4回策定委員会 ・アンケート結果について報告 ・第3次入間市地域福祉活動計画の基本体系図について②
	7月27日		第5回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画の基本体系図について② ・入間市社会福祉協議会中期経営計画について

令和5年	7月31日	第2回進行管理委員会 ・第3次入間市地域福祉計画進行管理の総括について ・計画の方向性:「Ⅰ相談支援」について	
	8月8日	・第3次元気ないるま福祉プラン 専門職・住民活動団体座談会 「専門職・住民活動団体アンケート」で上げられた課題及び解決に向けた取り組みについて	
	9月12日		第6回策定委員会 ・専門職・住民活動団体座談会報告 ・第3次入間市地域福祉活動計画の基本体系図について ・第3次入間市地域福祉活動計画の目次について
	9月22日	第3回進行管理委員会 ・計画の方向性:「Ⅰ相談支援」について	
	10月13日		第7回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画の素案について① ・ワークショップ(第3次地域福祉活動計画の取り組みについて)
	10月23日		・第3次入間市地域福祉活動計画 作業部会
	10月31日	第4回進行管理委員会 ・計画の方向性:「Ⅱ地域づくり支援」について	

	11月10日		・第8回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画の素案について②
	11月28日	第5回進行管理委員会 ・計画の方向性:「Ⅲ居場所づくり支援」について	
	12月21日		・第9回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画の素案について③
令和6年	1月9日 ～2月7日	第4次入間市地域福祉計画(原案)に係るパブリックコメント実施	
	1月15日～30日		第3次入間市地域福祉活動計画原案に係るパブリックコメント実施
	2月21日	第6回進行管理委員会 ・第4次入間市地域福祉計画の最終確認について ・進行管理委員会の今後の予定について	
	2月26日		・第10回策定委員会 ・第3次入間市地域福祉活動計画(原案)に対するパブリックコメントの実施報告について ・第3次入間市地域福祉活動計画原案の決定 ・第3次入間市地域福祉活動計画について答申 ・第3次入間市地域福祉活動計画策定に係る今後の予定について
	3月12日		・理事会 計画原案の説明及び承認

	3月19日		・評議員会 計画原案の説明及び承認
	3月	・計画の印刷、完成、公表(周知・配布等)	

第4次入間市地域福祉計画 / 第3次入間市地域福祉活動計画

第3次 元気な いるま福祉プラン

令和6年3月発行

発行 入間市
社会福祉法人入間市社会福祉協議会

編集 入間市福祉部福祉総務課
〒358-8511
埼玉県 入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111 (代表)
FAX 04-2965-0232
HP <http://www.city.iruma.saitama.jp/>



社会福祉法人入間市社会福祉協議会
〒358-0003
埼玉県 入間市豊岡4丁目2番2号
TEL 04-2963-1014 (代表)
FAX 04-2963-1072 (代表)
HP <https://iruma-shakyo.or.jp>

